

官報 号外

平成十八年四月二十八日

○第一百六十四回 衆議院会議録 第二十七号

平成十八年四月二十八日(金曜日)

議事日程 第二十号

平成十八年四月二十八日

午後一時開議

第一 平成十六年度一般会計予備費使用総調書

及び各省各所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百六十三回国会、内閣提出)

第二 平成十六年度特別会計予備費使用総調書

及び各省各所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百六十三回国会、内閣提出)

第三 平成十六年度特別会計予算総則第十四条

に基づく経費増額調書及び各省各所

管経費増額調書(承諾を求めるの件)(第

百六十三回国会、内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 平成十六年度一般会計予備費使用総

調書及び各省各所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百六十三回国会、内閣提出)

日程第二 平成十六年度特別会計予備費使用

総調書及び各省各所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百六十三回国会、内閣提出)

日程第三 平成十六年度特別会計予算総則第

十四条に基づく経費増額調書及び各省各

管経費増額調書(承諾を求めるの件)(第

百六十三回国会、内閣提出)

日程第三 平成十六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額調書及び各省各所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百六十三回国会、内閣提出)

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び居住者・利用者等の立場に立った建築物の安全性の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案(長妻昭君外四名提出)の趣旨説明及び質疑

日程第一 平成十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百六十三回国会、内閣提出)

日程第一 平成十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百六十三回国会、内閣提出)

日程第三 平成十六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額調書及び各省各所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百六十三回国会、内閣提出)

○議長(河野洋平君) この際、新たに議席に着かれました議員を紹介いたします。

第四十九番、千葉県第七区選出議員、太田和美君。

(太田和美君起立、拍手)

午後一時二分開議

午後一時二分開議

委員長の報告を求めます。決算行政監視委員長 筒井信隆君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○筒井信隆君 ただいま議題となりました平成十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書外二件につきまして、決算行政監視委員会における審査の経過及び結果を御報告申上げます。

これらの各件は、財政法の規定に基づき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものであります。

まず、平成十六年度一般会計予備費は、スマトラ沖大地震及びインド洋津波による被災国の救援等に必要な経費等十五件で、その使用総額は千百七億円余であります。

次に、平成十六年度特別会計予備費は、農業共済再保険特別会計果樹勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費等二特別会計の五件で、その使用総額は六十三億円余であります。

最後に、平成十六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額は、特定国有財産整備特別会計における国債整理基金特別会計へ繰り入れに必要な経費の増額等八特別会計の十九件で、その経費増額の総額は九百六十三億円余であります。

委員会におきましては、これら各件につき去る三月二十九日谷垣財務大臣から説明を聴取した後、四月二十五日に質疑を行い、採決の結果、各件はいずれも多数をもつて承諾を与えるべきもの

と議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。

まず、日程第一及び第三の両件を一括して採決いたします。

両件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、両件とも委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

次に、日程第二につき採決いたします。本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

○議長(河野洋平君) 中山泰秀君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加されました。

消費者契約法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 消費者契約法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長佐藤剛男君。

消費者契約法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔佐藤剛男君登壇〕

○佐藤剛男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、事業者等の一定の行為による消費者の被害の発生または拡大を防止するため、適格消費者団体が事業者等に対しその差しとめを請求することができるごとにとともに、適格消費者団体の内閣総理大臣による認定等の制度及び差しとめ請求に係る訴訟手続等について所要の規定を整備しようとするものであります。

本件は、去る四月十三日本会議趣旨説明を聴取し、同日本委員会に付託されました。本委員会におきましては、翌十四日猪口国務大臣から提案理由の説明を聴取し、同月二十一日から質疑に入りました。同月二十六日には参考人から意見を聴取されました。同月二十六日には参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行い、本日、本案について質疑を終局いたしました。

質疑終局後、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の三派共同提案により、差しとめ請求に係る訴えは、事業者等による不当行為があつた地を管轄する裁判所にも提起することができます。ものとする旨の修正案が提出され、趣旨の説明を聽取いたしました。

次いで、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び居住者・利用者等の立場に立った建築物の安全性の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案(長妻昭君外四名提出)の趣旨説明

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案及び長妻昭君外四名提出、居住者・利用者等の立場に立った建築物の安全性の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正するため、その指定要件を強化することとともに、特定

法律案について、順次趣旨の説明を求めて。国土交通大臣北側一雄君。

〔國務大臣北側一雄君登壇〕

○国務大臣(北側一雄君) 建築物の安全性の確保を図るために建築基準法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

今回の構造計算書偽装問題は、多数のマンション等の耐震性に大きな問題を発生させ、多くの住民の安全と居住の安定に大きな支障を与えただけではなく、国民の間に建築物の安全性に対する不安と建築界への不信を広げております。

また、今般の問題では、構造計算書の偽装を、元請設計者、指定確認検査機関、建築主事、いすれもが見抜けなかつたことから、建築確認検査制度等への国民の信頼も大きく失墜しております。かかる問題の再発を防止し、法令遵守を徹底することにより、建築物の安全性の確保を図り、一日も早く国民が安心して住宅の取得や建築物の利用ができるよう、早急に制度の見直しを行う必要があります。

このようないかから、このたび、この法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、建築確認検査の厳格化を図るため、一定規模の建築物について第三者機関による構造計算適合性判定を義務づけるとともに、三階以上の共同住宅について中間検査を義務づけること等としております。

第二に、指定確認検査機関の業務の適正化を図るため、その指定要件を強化することとともに、特定

官 報 (号 外)

行政庁が立入検査を行えるようになるなど、指定確認検査機関に対する監督を強化することとしております。

第三に、建築士等の業務の適正化を図るため、建築士に対して構造安全性の証明を義務づけること等とするほか、構造規定違反等の重大な違反について最高で三年以下の懲役または三百万円以下の罰金を科すなど、建築士等に対する罰則を大幅に強化することとしております。

第四に、建築士、指定確認検査機関等の情報開示を徹底するため、処分を受けた建築士の氏名の公表や、指定確認検査機関の業務、財務の状況に関する書類の閲覧等の措置を講ずることとしております。

第五に、住宅の売り主などによる瑕疵担保責任の履行に関する情報開示を徹底するため、宅地建物取引業者に対し、契約締結前に保険加入の有無などについて相手方への説明を義務づけることとしております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、建築物の安全性の確保を図るために建築基準法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 提出者長妻昭君。
 ○長妻昭君 (長妻昭君登壇)
 私は、民主党・無所属クラブ提出の、ただいま議題となりました居住者・利用者等の立場に立った建築物の安全性の確保等を図るために建築基準法等の一部を改正する法律案につきまして、提案者を代表して、提案理由及び内容を御説明申し上げます。

一生に一度の何千万円もする、人生の希望を託した買い物。このマンションが、耐震偽装の発覚により、一夜にして価値がゼロになつてしまふ。绝望のどん底に突き落とされた多くの被害者が眠れぬ夜を過ごしております。姉歯物件以外でも、耐震性を満たさない建物が全国各地で次々に見つかっています。

私たちの法案は、居住者、利用者、購入者などの立場に立つて、安全な建物を支える、政府案にはない三本の太い柱を用意いたしました。

まず第一本の柱は、設計、施工分離の促進です。姉歯元一級建築士は、国会の証人喚問で、偽装のきつかけとして、建設会社から厳しいコスト圧力があつた旨の証言をしました。現在、構造設計士を含む一級建築士の多くの方が、ゼネコンや建設会社、ディベロッパー等の下請的、隸属的立場に置かれています。

本来、建築士は、良心に従つて、法令に合致した設計をすると同時に、工事監理者として、建設現場で、建設会社の現場監督を指導する立場で、手抜きや手抜かりがないか厳しくチェックし、防止する役割を担っています。しかし、立場の弱い建築士が、設計段階で、厳しいコストダウンの要求を繰り返し突きつけられた場合、本来のあるべき安全な設計が本当にできるでしようか。

また、建築士が建設現場で厳しいチェックをすることは、コストアップ要因につながらり、立場の弱い建築士が現場で工事監理を徹底できないという事情があることも事実です。

設計が施工の下請になつていては、チェック機能が働くはずもありません。設計と施工を分離し、厳しいチェックを実現するには、建築士の地位と独立性を高めていくことが重要です。

民主党案では、すべての建築士を建築士の会に加入いただき、自治組織としての運営を図り、独立性を向上させます。その中で、建築士同士の情報交換を密にし、構造を初めとした専門建築士養成のための研修などを充実させてまいります。

実際に、弁護士、公認会計士、税理士、行政書士、司法書士等にも全員に加入義務のある自治組織があります。

また、現在、建築士の資格を持つていない、建設会社やディベロッパー関係者が建築士事務所を開設し、資本金を拠出して、株式会社として建築士を雇うケースが多く見られます。

民主党案では、建築士事務所の開設者を建築士に限定し、株式会社とは異なる建築士法人制度を新設し、独立性を高めます。同時に、建築士に無限責任を負わせるなど、責任も強めてまいります。

三本目の柱は、建築確認の確認済み証は、民間開設し、資本金を拠出して、株式会社として建築士を雇うケースがあります。

民主党案では、建築士事務所の開設者を建築士に限定し、株式会社とは異なる建築士法人制度を新設し、独立性を高めます。同時に、建築士に無限責任を負わせるなど、責任も強めてまいります。

三本目の柱は、建築確認の確認済み証は、民間確認検査機関の物件であつても、最終的には特定行政庁が発行するというものでございます。

官から民への流れの中で、責任までもルールなく民間に丸投げしたツケを、ざる検査として今私たちは払わされているのです。

民主党案では、特定行政庁に苦情や内部告発窓口の設置を求め、民間確認検査機関が手がけた物件でも、不審情報が寄せられたものや不自然に早過ぎる建築確認に関しては、特定行政庁が済み証発行をストップさせることができます。車検でも民間が検査しますが、合格証である自動車検査証は、行政が発行しています。

さらに、建築主事登録に設計や現場監督経験を要件とすること。すべての建物に中間検査と完成二年後検査を義務づけること。罰則の強化。一定規模以上の建物の建築確認に専門家同士による相互チェック、つまりピアチェックの体制も整備いたします。

民主党案は、法案名にもあるように、あくまで

も居住者、利用者、購入者の立場に立ち、役所や業界に厳しくても、安全な住宅を確保する制度でございます。しかし、政府案は、この期に及んで、あくまでも役所や業界の立場に立つて、余り厳しくない、従来の制度を取り繕つたびほう策にすぎません。

政府案と民主党案とは、提供者側に立つか、生活者側に立つか、どの立場から制度を組み立てるのか、この立ち位置が百八十度異なるものであります。

役所や業界に差しさわりがない政府案は、国民の皆様にとつては大いに差しさわりがあります。居住者の安全を二の次にしていると言わざるを得ません。政府は、ざる検査を放棄した責任ばかりか、再発防止の責任までも放棄しております。

お集まりの議員各位の良心に訴え、何とぞ成立趣旨説明を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

建築物の安全性の確保を図るために建築基準法等の一部を改正する法律案（内閣提出）及び居住者・利用者等の立場に立った建築物の安全性の確保等を図るために建築基準法等の一部を改正する法律案（長妻昭君外四名提出）の趣旨説明に対する質疑

○議長（河野洋平君） ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。望月義夫君。

〔望月義夫君登壇〕

○望月義夫君 自由民主党の望月義夫でございま

す。

私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案に係る趣旨説明に対しまして質問したいと思います。（拍手）

昨今のヒューマンエラーに起因する事故やトラブルには枚挙にいとまがありません。去る四月二十五日、今週の火曜日でございますが、福知山線列車脱線事故から一年を迎える。追悼慰靈式が営まれましたが、私も参列させていただき、献花をさせていただきました。御遺族代表の慰靈の言葉に胸を詰ませると同時に、私はこれを、安全安心がほころびを見せる社会への警鐘として受けとめ、決意を新たにした次第であります。

もちろん、我々自由民主党は、国民が最も切実に望んでいる食、輸送、治安そして住に対する安全、安心問題について真摯に取り組んでまいりました。

とりわけ、昨年十一月に発覚した構造計算書偽装問題は、住宅、建築物という国民生活の基盤に対する信頼を根底から崩すものであり、早急に信頼を回復するための有効な手立てを打たなければ、社会的、経済的に極めて深刻な影響を広げかねないという認識に立ち、この問題に対し一貫して精力的に取り組んできました。

今回の問題は、建築設計士という専門職のモラルの問題にとどまらず、確認検査会社、建設会社、販売会社、コンサルタント会社、さらには監督に当たる行政を含め、あらゆる段階でそれぞれに問題点が指摘されるといった点で、我が国の建設、不動産業をめぐるさまざまな課題をさらけ出

したものと言えます。

また、本年一月には、全国チーンのビジネスホテルにおいて、建物が完成し、完了検査を受けた後に、車いす使用者の駐車施設を撤去して客室として使用するなど、六十三件もの極めて悪質で反社会的な違法工事が常習的に行われていたことが明るみになり、全国の障害者の方々から抗議、苦情が殺到いたしました。まさに、我が国の建築行政に対する挑戦とも言える事件が相次いで起つているわけであります。

こうした中、我が国の建築物や建築活動に対する国民の信頼を回復するためには、民間だけではなく、行政の仕事のあり方を含め、全体の構造的问题を徹底的に総点検した上で、問題点を洗い出して正さなくてはなりません。

自由民主党は、この問題の発覚直後、与党耐震構造設計偽造問題対策本部を設置し、政府に対し、マンション居住者の緊急避難や危険な建築物の早期解体のための措置を早急に講じること、再発防止対策を徹底すべきことなどの対策を申し入れました。その後も、耐震偽装問題対策検討ワーキングチームを設置し、現地調査や関係者からのヒアリングを実施し、緊急提言を取りまとめたなど、この問題に対して、真摯に、かつ精力的に取り組んでまいりました。

こうした我が党の取り組みを踏まえ、国土交通省を初め政府においては、これまで昼夜を分かたず懸命の対応が図られてきたものと認識をしております。そこで、まず国土交通大臣にお伺いいたしました。

そこで、改めて、今回の問題をどのようにとらえられておりたいと思います。

いざれにいたしましても、私は、今回の法改正を初め、建築にかかる行政について徹底した改革を行はずし、住宅、建築物に対する国民の不安が解消されることを心から望むものであります。

さらに、ストック型社会への転換期にある今こそ、建築主、設計者、施工者はもとより国民全體が、安全で安心なすぐれた品質の建築物をつく

いるのか、大臣の基本的認識と再発防止に向けた今後の取り組みに対する決意についてお伺いをしたいと思います。

また、偽装された構造計算書により建築された建築基準法の改正により、指定された建築基準法の改正により、指定された民間の機関でも実施できることになりました。一方、今回の問題では、民間の機関だけでなく地方公共団体の建築主事においても構造計算書の偽装を見抜くことができませんでした。このことは、そもそもその確認検査制度に問題点があると考えざるを得ません。

官報 (号外)

り、これを社会の資産として長く大切に使つていこうという認識を共有できる、成熟した社会の実現を目指していかなければならないと考えております。

このような社会を目指す上で、建築物や建築活動を支える基本的なインフラとして、建築基準法、建築土法を初め建築にかかる各種の制度がさらに改善され、万全な形で運用されていかなくてはなりません。

最後に、危険な分譲マンションの居住者やホテルのオーナーの皆さんを初め、今回の問題で被害に遭われた方々に対する万全の支援を強くお願い申し上げ、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

〔國務大臣北側一雄君登壇〕

○國務大臣（北側一雄君） 望月議員にお答え申し

上げます。

今回の問題の基本的認識と再発防止に向けて今後の取り組みに対する決意についてお尋ねがございました。

今回の問題は、本来法令を遵守すべき資格者である建築士が構造計算書の偽装を行い、その偽装を指定確認検査機関のみならず地方公共団体でも見逃してしまったものであり、まことに遺憾であります。

今回の事件は、一部の建築士が偽装を行つことによるものではありませんが、それとどまらず、建築物の設計、施工を行う側に課された課題、さらには偽装を見逃した建築行政側の問題として起因するものもありますが、それとどまらず、建築物の設計、施工を行う側に課された課題、さらには偽装を見逃した建築行政側の問題として起因するべきであり、建築士制度や建築確認検査制度等の抜本的な見直しによる再発防止策が必要であると考えております。

審査の実態を調査するなど、制度の総点検を行つとともに、この結果を踏まえまして、二月二十四日に社会資本整備審議会建築分科会において、早急に講ずべき施策について中間報告を取りまとめていたきました。この中間報告を取りまとめていた。

防止策として、早急に対応すべきものについて、構造審査の厳格化や指導監督の強化、罰則の強化などの観点から、建築基準法等の改正案を提出させていただいたところでございます。

今後とも、引き続き、今回のような事件が二度と起こらないよう全力で取り組んでまいります。

次に、危険なマンションの居住者の方々への対応と現状につきましてお尋ねがございました。

危険な分譲マンションの居住者等の安全、居住の安定確保のため、地域住宅交付金を活用した、相談、移転から取り壊し、建てかえに至る総合的な支援策を昨年十二月六日に提示するとともに、昨年度補正予算において地域住宅交付金五十億円を計上したところでございます。

このような支援策をパッケージで提示したこと及び移転費、仮住居費に係る助成を実行したことにより、これまで居住者の方々の約九五%に当ります二百九十四戸の退去が進んでおります。

また、建てかえに関しては、都市再生機構等が作成した再建計画案をもとに、居住者の方々と地方公共団体との間で鋭意検討が進められております。現在、建てかえの対象となっております。

マンション十一棟のうち一棟において除却工事が行われました。また、六地区において建てかえ推進決議がなされているところでございます。

今後、居住者の方々が可能な限り早期に合意形

成を図り、建物の取り壊し、建てかえを円滑に進められるよう、地方公共団体と十分連携をとつて

取り組んでまいる決意でございます。

次に、建築士の業務に関する制度及び建築確認検査制度の見直しについてお尋ねがございました。

今回の改正案においては、建築士の業務の適正化を図るため、構造安全性の証明書の交付の義務づけ、建築士等に対する罰則の大額な強化、処分を受けた建築士の氏名等の公表などの措置を盛り込んでおります。

また、建築確認検査の充実強化を図るため、審査方法の指針の策定による確認検査の厳格化、第三者機関による構造計算適合性判定の義務づけ、三階建て以上の共同住宅についての中間検査の義務づけ、民間検査機関に対する指導監督の強化などの措置を盛り込んでおるところでございます。

さらに、専門分野別の建築士制度の導入など、建築士制度の抜本的な見直し等の課題につきましては、夏ごろまでに方針を取りまとめ、所要の改

正措置を講ずる方針でございます。（拍手）

期せずして、私は、この問題に深くかかわることになりました。すべては、昨年の十一月の二十日、私の国会事務所に突然届けられた二冊の構

造計算書から始まつたのです。耐震偽装のやみを暗示するこれらの資料をきっかけに、以降私は、参考人質疑、一般質疑、証人喚問、集中審議など、国土交通委員会並びに予算委員会にて合計十

四回にわたって耐震偽装問題の質疑を行つてまいりました。

しかし、残念ながら、今もつて耐震偽装問題の真相は明らかになつたとは言えません。庶民の夢であるマイホーム、これを失い、多重債務など将来の不安にさいなまれているマンションの被害者

の心配している多くの国民の不安と不信は、払拭されるどころかますます高まるばかりなので

す。

一昨日、昨年十二月二十日の一斉家宅捜査から

百二十七日目にして、八名の逮捕者が出来ました。

しかし、関係者の逮捕で事件は一件落着ではあり

差拡大に国民がノーオンを突きつけた瞬間でもありました。（拍手）

小泉構造改革は、重点七分野の一つとして都市再生を掲げて、容積率を緩和し、都心にマンションを乱立させました。また、格差拡大社会は、この国の安心と安全の暮らしを脅かし始めました。

つまり、小泉構造改革の影の部分であり、そぞつたのが、それこそ、昨年十一月に発覚した耐震

偽装問題だったのです。

安心、安全に対する国民の信頼を足元から搖るが、そのため、昨年十一月に発覚した耐震

偽装問題だつたのです。

期せずして、私は、この問題に深くかかわることになりました。すべては、昨年の十一月の二十日、私の国会事務所に突然届けられた二冊の構

造計算書から始まつたのです。耐震偽装のやみを暗示するこれらの資料をきっかけに、以降私は、参考人質疑、一般質疑、証人喚問、集中審議など、国土交通委員会並びに予算委員会にて合計十

四回にわたって耐震偽装問題の質疑を行つてまいりました。

しかし、残念ながら、今もつて耐震偽装問題の真相は明らかになつたとは言えません。庶民の夢であるマイホーム、これを失い、多重債務など将来の不安にさいなまれているマンションの被害者

の心配している多くの国民の不安と不信は、払拭されるどころかますます高まるばかりなので

す。

一昨日、昨年十二月二十日の一斉家宅捜査から

百二十七日目にして、八名の逮捕者が出来ました。

しかし、関係者の逮捕で事件は一件落着ではあります。

ません。耐震偽装問題は、事件化しても終わってはない、何一つ解決せずに今も続いているのです。

私は、まずこのことを、政府に対して、同僚議員の諸氏に対して、そして国民の皆様に対して強く申し上げたいのです。関係者の逮捕によって、姉歯元建築士を初めとする一部の者が起こした單なる事件として片づけてはならないということを。冒頭、まず大臣に、耐震偽装問題を单なる事件に終わらせないという強い御決意をお聞かせいただきたいと思います。

私は、問題発覚の当初より、犯人捜しをするだけでは本質的な解決にはつながらないということを再三申し上げてまいりました。一部の人間の悪質な行為そのものは罰せられるべきものであります。一方で、制度の本質的な欠陥にも目を向ければなりません。イーホームズ、日本ERI等の民間の指定確認検査機関のみならず特定行政庁でさえ、悪意を持って偽装が行われれば見過ごしてしまるというのが現行の確認検査制度なのであります。

本来であれば、制度構築時にこのようなことも十分予見すべき立場にありながら怠ってきた行政の不作為の責任は、相當に重いと断じざるを得ません。制度構築に深くかかわってきた国土交通省、政府・与党の責任は徹底的に追及されねばなりません。制度改正論議を始めることは許されません。国土交通省及び政府・与党の責任について、大臣から一度明確な御答弁をいただきたいと思います。

私は、これまでの委員会の質疑でも、指定確認

検査機関を導入した平成十一年の建築基準法の改正時にさかのぼつて政府の責任を追及してまいりました。当時の建設委員会の会議録をひもとくと、委員から、民間開放によつて確認期間が短くなるのかという質問に対して、時の住宅局長が、「格段にスピードが速くなる」とした上で、続けて次のように述べています。「民間にお任せした場合には、確認対象法令に合致しているか否かといふというふうなことが業務になります。」これは偽装を見抜くことができなかつた指定確認検査機関の主張と全く同じものであります。悪意の者が構造計算書の偽装を行つた場合には見抜くことができない制度をつくってしまったという責任は明確にしなければなりません。

現在の確認検査制度では偽装は見抜くことができる場合があることを認めになつた上で今回提案を提出されるのか、この一点を端的に大臣からお答えをいただきたいと思います。

私は、参考人質疑の中で、ホテルルートと呼ばれるビジネスホテルをめぐる耐震偽装問題への総合経営研究所、総研の関与の可能性を指摘してまいりました。そして、国土交通委員会での証人喚問では、総研が平成設計に対して具体的に鉄筋量やくい本数を指示したメモを示し、総研内河所長に対して「指示じやないですか」と迫りました。

確かに、指示性を明らかにするのは困難かもしません。しかし、例え言えれば、会社の社長が、普通に行けば三十分かかるところを十五分で行つてくれと雇用関係にある運転手に言えば、そ

れは暗にスピード違反をしろ、つまり法を犯すことを教唆しているのと変わらないのではないかでしょうか。そのあぐくに事故を起こしてしまつても、指示した者には責任はないと言えるのでしょうか。

まさにこれは、川上から川下に、立場の強い者

が弱い者へと無理を強いながら責任を押しつけていき、その結果、全く過失のない者が知らない間にそのしわ寄せを押しつけられてしまうという、無責任、責任回避の構造そのものではないでしょうか。この無責任構造をたださずしてどうして改革と言えるのか。第三者による構造計算書のチェックや罰則強化といった小手先の改革では、根本的な問題解決にはつながりません。大臣の御所見を伺います。

私は、建設業界の抱える根本的な問題に踏み込んだ改革こそが国民が求めるものであると考えています。そこでポイントとなるのは、設計、施工の分離であります。

我が国では、みずから設計し、のみを振るい、かんなをかける大工の棟梁に代表されるように、施工者が設計、施工一貫で請け負う伝統があります。しかし、明治時代に入り西洋建築が日本に進まれた。しかし、明治時代に入り西洋建築が日本にも導入される中で、次第に設計、施工の分離が推進され、建築家が施工を指導監督する監理の役を担うようになりました。ところが、我が国では、

設計、施工一貫の伝統が強いために、単独の設計行為にお金をかけるという意識が薄い、そういう中で建設会社は、設計部門で人材を抱え、一貫で請け負うという現在のスタイルをつくつていきました。今回の法改正の中にも建築士法の改正が含まれておりますが、建築の専門家を資格として位置づける建築士法は、昭和二十五年、第七回国会において議員立法によって行われたものであります。提出者を代表して委員会での提案理由を説明されたのは、当二期目の若かりし日の田中角栄元総理であります。

当時の会議録を見ますと、提案理由の中で、

「建築の設計は建築士に、工事の実施は建築業者にと、おののおの責任の所在を明確にすることにより、相互に不正、過失の防止をはかることができます。」と、設計と施工の分離の建前が述べられております。しかし、このときも既に、委員会では、設計、施工がより明確に分離されなければ材料のごまかしや不正工事が発生する、こうしたおそれがあることが指摘されていました。私は、設計、施工の分離の明確化にまで踏み込まなければなりません。しかしながら、このときも既に、委員会では、設計、施工がより明確に分離されなければ材料のごまかしや不正工事が発生する、こうしたおそれがあることが指摘されていました。私は、設計、施工の分離の明確化にまで踏み込まなければなりません。

官報 (号外)

資産としての住宅の価値を維持し、それが正當に評価される仕組みが我が国においても必要と考えますが、大臣の御所見を伺います。

もう一つ、耐震偽装に絡んだ大きな論点がござります。一連の耐震偽装発覚の中で、伊藤公介元国土庁長官による口きき疑惑が問題となりました。小泉総理と同じ派閥に属し、総理の三度にわたる総裁選挙を支えてこられた伊藤元長官は、自民党の住宅土地調査会長を務め、ヒューザーの小嶋社長を初めとする業者や国交省の天下り先の法人から政治献金を受け、ともに海外視察にまで出かけられる間柄でもありました。次から次へと明るみに出てくるこうした政官業の癒着の構造をたださない限り、政府が幾ら再発防止に向けた取り組みを行うと言つても国民は決して信用はいたしません。大臣の御所見を伺います。(拍手)

以上、指摘をしてきましたように、今回の政府案は耐震偽装問題を受けた法改正としては余りに安易で本質を見据えないものであり、マンションの居住者、ホテルの利用者といつた国民の側に立つたものとは到底言つことができません。

それに対して、我が党の法律案は、居住者、利害者、購入者の立場に立ち、保険加入、危険情報公表の促進、建築確認における行政の責任の明確化、建築士の独立性の確保の三点において政府案より実効性のある改革案となつてゐると思ひます。今挙げた三点について、それぞれ、政府案との違いを提出者にお伺いいたします。

最後に、私の地元奈良にはたくさんの古い木造建築があります。法隆寺、薬師寺を手がけた伝説の宮大工棟梁、西岡常一さんの言葉を御紹介したいと思います。西岡さんは、家は、管理さえよけられれば、手入れをすれば三百年もつとおっしゃつておられます。我が国にはかつて、わざと誇りを持ったくみが建てた三百年間住める家があつたんですね。それが現在ではどうでしょう。地震で倒壊する危険のあるマンションにおびえながら住むことを余儀なくされている人たち、あるいは欠陥だけの住宅を買わされた人たち。耐震偽装問題を機に、私たちにとって住まいとは何なのか、社会資本としての、国土創造の手だてとしての建築とは何なのかをもう一度真剣に考え、制度を抜本的に見直す必要に迫られていることを再度申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

(國務大臣北側一雄君登壇)

○國務大臣(北側一雄君) 馬淵議員にお答えを申しあげます。

耐震偽装問題に対処する決意についてお尋ねがございました。

今回の問題は、本来法令を遵守すべき資格者である建築士が構造計算書の偽装を行い、その偽装を指定確認検査機関のみならず地方公共団体でも見逃してしまったものであり、まことに遺憾でございます。

今回の事件は、一部の建築士が偽装を行つたことに起因するものではござりますが、それにとどまらず、建築物の設計、施工を行う側に課された課題、さらには偽装を見逃した建築行政側の問題としてとらえるべきであり、建築士制度や建築確認検査制度等の抜本的な見直しによる再発防止策が必要であると考えております。

このため、早急に対応すべきものについて、このたび建築基準法等の改正案を提出させていただいたしました。

制度構築にかかる国土交通省及び政府・与党の責任についてお尋ねがございました。

建築基準法に照らした場合、今回の事件の責任は、一義的には、適法な建築計画を立案し、実行する責めを負う建築主側にあると考えております。しかしながら、建築確認事務の遂行に際し、指定確認検査機関のみならず一部の特定行政庁において偽装の見過しがあつたことはまことに遺憾でございます。

国土交通省としては、建築確認事務の総点検の結果も踏まえ、建築確認検査制度について徹底的に見直しを行い、責任を持って再発防止のための改善措置を講じることにより、建築確認検査制度の信頼回復に努めてまいります。

現在の確認検査制度についての認識についてお尋ねがございました。

今回の事案は、本来法令を遵守すべき資格者である建築士が偽装を行つたことに起因するものであります。このため、建築確認検査機関のみならず地方公共団体でも見逃しが生じております。偽装の態様が多岐にわたつております。偽装の態様が多岐にわたつております。偽装の態様が多岐にわたつておらず、これを見抜くためには、再計算や構造計算の過程についての詳細な審査が必要なものも多数見られたところでございます。

したがいまして、平成十年の建築基準法改正が偽装を見抜けなかつた直接の原因とは考えておりませんが、今回の法案は、今回のような偽装を確実に見抜くことができるよう、構造審査の厳格化を図り、現在の確認検査制度を抜本的に見直すこ

いたところでございまして、さらに見直しが必要

な課題につきまして引き続き検討を進め、今回のような事件が二度と起こらないよう全力で取り組んでまいります。

ととしたものでございます。

今回の改正案につきましては、再発防止を図るため、一定規模以上の建築物についての第三者機関による構造計算適合性判定の義務づけ、民間検査機関に対する指導監督の強化、建築士等に対する罰則の大幅な強化等の措置を講ずることとしております。これにより、今回のような耐震偽装は、防止できると考えております。

なお、専門分野別の建築士制度の導入など建築士制度の抜本的見直し等の課題につきましては、夏ごろまでには方針を取りまとめ、所要の改正措置を講ずる方針でございます。

設計と施工の分離についてお尋ねがございました。

建設会社が設計と施工を一貫して行うことについては、設計意図を十分理解した施工が可能となる、あるいは、施工方法も含めて検討された適切な建築の設計が可能となるといったメリットも指摘をされているところでございます。

設計、施工を一貫して発注する方式、分離して発注する方式のいずれの方式におきましても、適切な建築活動を担保するため、設計図書どおりに施工が行われているかどうかを監理する工事監理が適正に行えることが重要であると考えております。

このため、国土交通省といたしましては、社会資本整備審議会建築分科会において夏ごろまでに方針を取りまとめていただき、これを踏まえて所要の見直しを行つてまいりたいと考えております。

議員の方から、手を加えることによって長期の資産としての住宅の価値を維持し、それが正當に評価される仕組みが必要という御認識をちようだといったしました。私も全く同感でございます。

市場重視、ストック重視の住宅政策への本格的な転換を図る上では、適切に維持管理されていることが適正に評価され、古くても質のよい住宅が円滑に流通する市場の形成が不可欠でございます。こうした観点から、中古住宅の質についての情報を提供する既存住宅性能表示制度を設けるとともに、住宅ローン減税制度等において、古くても新耐震基準に適合する中古住宅については、築後経過年数要件を撤廃するなどの措置を講じてまいりました。

これらの取り組みはまだ緒についたばかりではあります、中古住宅の質や価格が適正に評価される市場の環境整備に向けて、施策の推進に努めてまいります。

政官業の癒着構造についてお尋ねがございました。

御指摘のようなことによつて、これまで行政の判断が影響を受けたということは一切ございません。今回のような問題が二度と起らぬよう、建築士制度や建築確認検査制度等の抜本的な見直しによる再発防止策を講じていくことが、何よりも重要であると考えております。(拍手)

〔下条みつ君登壇〕

○下条みつ君 民主党・無所属クラブの下条みつ

あります。

馬淵議員の質問にお答え申し上げます。

現在までに、姉歯元建築士による偽造から始まつて、姉歯氏以外の建築士による偽造によつて

も、耐震強度が不足している建物が多数存在する

上、施工業者のいわゆる手抜き工事も存在する」とが明らかになつています。これらの耐震偽装や手抜き工事などの瑕疵は、建物を購入された住民の皆さんのが最大の被害を背負うことになります。

民主党は、業界の利益を優先するのではなく、居住者、利用者、購入者の立場を最優先して法案を作成を行いました。その意味では、御指摘のとおり、政府案とは立ち位置が全く違うのであります。また、国会での原因究明のみならず、私も現地に赴き、調査を重ね、皆さんの声も直接お聞きしました。

家を購入することは、多分一生に一度の大きな買い物であります。皆さん、何度も何件も建てる場所やモデルハウスを下見し、多くの人は、住宅ローンを組み、購入します。新居に引っ越し、これから楽しく暮らそうというやさき、天災が起きたように、自分の住んでいるマンションが、耐震強度が足りないから退去しなさい、修理しなければいけない、大変お金がかかると言われます。住民の皆さん気持ちは察するに余りあります。

私は、現場の実際のコンクリートのひび割れなど、構造図と施工図に違いのある部分、また、姉歯元建築士でさえ望ましくないと言つている、柱と柱の間にあるはりの柱の間に穴ぼこがあつてゐることを実際の当たりにして、この手抜き工事は、怒りよりむしろ寒氣え覚えました。手抜きをするほど業者がもうかる仕組みが続いていることを実際の当たりにして、この手抜きないと痛感しております。

では、どのような方策が考えられるんでしょうか。業者に対して保険に強制加入させると、悪徳業者は保険加入を断られるとか、加入できても保

業者も保険加入が容易になり、モラルハザードが起きかねません。また、強制加入の保険となると再保険などの仕組みも必要になり、制度が肥大化することになります。そこで、私どもは、保険加入の有無をきちっと表示させ、購入者の選択を促す方法を考えました。

ただし、契約時に説明させる方法では不十分で、効果がほとんど見込めないと考えておりまます。住宅の購入というのは、いきなり契約に至るというケースは余りなく、何度も打ち合わせをして話を聞いた上で、購入を決意して契約に至るというのが通例だからです。購入を決意した段階で保険加入の有無を説明されてもなかなか戻りできないですし、契約書にサインする段階では、新居に夢が膨らんでほとんど上のそらだつたりします。冷静な判断ができるない状態で説明を受けたとしても、ほんんど意味がないのです。つまり、冷静な判断ができる状態のとき、それは極めて初期の段階でなければならないことになります。

民主党の改正案では、この初期の段階、つまり

広告の段階で、住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条一項及び三項に規定する設計住宅性能評価書及び建設住宅性能評価書の有無、同法に基づく瑕疵担保責任の履行に関する保険の有無について記載させることとしております。広告に、ない場合もないと表示させるのです。広告に、ない場合もないと表示させるのです。

広告の段階であれば、見ている人も冷静ですか、性能評価書がないとか、保険に入っていないという意味を十分に考えた上で、資料請求するかどうか、現地を見るかどうかを判断できると考えました。しかも、保険加入は任意ですから、悪徳業者は保険加入を断られるとか、加入できても保

険料が極めて高額になるということが期待できます。

重要事項の説明でこれらの項目を書面にて交付し説明を行うこと、及び売買契約等にも書面で交付することを義務づけています。手抜きをすればもうかる仕組みに歯止めをかけることができ、保険に加入した場合は、保険会社などもその建築物が十分な性能を持つているかについてチェックすることができます。これにより、現在、共同住宅のわずか一・一%しか利用していない住宅性能保証制度の活用が促進され、安全、安心な住宅が供給されることになります。

また、民主党はこれまで、危険情報公表法案を提出しております。これは、生命身体に危害を及ぼすおそれがある情報の公表を義務づけるもので、建築物も対象とした法案を今国会に提出する予定にしております。耐震強度が著しく欠けた建築物であることを知った時点で行政に対しても報告する義務がかかり、違反に対しても罰則がかかることとなります。

以上のように、民主党は、居住者、利用者、購入者の立場に立ち、広告規制を行い、危険情報の公表を義務づけることとしており、その効果も十分に期待できるものになります。

さらに、今後の課題として、ローンが返済できなくなつた場合、その物件を差し出せばほかの物件や資産には被害が及ばないノンリコースローンの導入や、業者が保険に入らない場合、現場での手抜き工事に対する第三者機関等による施工中の検査等を強化して、監理を担保すべき体制などを課題と考えております。

私がグランドステージ藤沢に伺つた際、また

残っていた老夫婦に、このお部屋はどうですかと聞きました。にこにこして、すばらしい、今でもここに住みたいだと言いました。そのときの私は、現場の工事も手抜きがあり、建物の鉄筋が半分しかありません、構造計算上、非常に危険な物件ですと言おうと思いましたが、口からは一言も言葉が出来ませんでした。一度住んだ人は、その住みかに愛情を持ち、ついの住みかとして強い思いを持つております。この人たちの最後の人生のひとときを傷つけた今回の事件は、非常に罪が重いと思います。

そして、このとき、現場の最後まで手抜きをさせないぞという強い思いを心に刻みました。これからも、この気持ちを忘れず、本法案の審議をしてまいりたいと思います。

以上で答弁を終わらせていただきます。残余の質問については、同僚議員から答弁させていただきます。

ありがとうございました。（拍手）
〔小宮山泰子君登壇〕
○小宮山泰子君 馬淵議員の質問の二点目について答弁させていただきます。
一昨日、耐震強度偽装事件に関係した姉歯元建築士などの関係者が逮捕されました。経済的理由があつたにせよ、法律違反を起こし、社会を混乱させた本人の責任は極めて重いと言わざるを得ません。また、違法行為を行うことを事実上強制するようななことを行つた建設会社や販売会社、それを見逃した指定確認検査機関、特定行政庁の責任は重大であります。

さらに、建築基準法が法律の趣旨にのつとり十分に機能していたかと言われば、そうでもあります。

ません。建築確認は形だけ、法令違反を十分に審査する能力もない状態が放置され、今回の事態を招いた国の責任を見逃すわけにはいきません。建築確認行為は行政の行為です。昨年の最高裁判決でも、建築基準法は、「建築物の計画が建築基準関係規定に適合するものであることについての確認に関する事務を地方公共団体の事務とする前提に立った上で、指定確認検査機関をして、上記の確認に関する事務を特定行政庁の監督下において行わせることとした」ということができる。そうすると、指定確認検査機関による確認に関する事務は、建築主事による確認に関する事務の場合と同様に、地方公共団体の事務であり、その事務の帰属する行政主体は、当該確認に係る建築物について確認をする権限を有する建築主事が置かれた地方公共団体であると解するのが相当である。」とされています。

ところが、実態は、民間確認検査機関の確認が特定行政庁の確認とみなされることから、特定行政庁の民間確認検査機関へのチェック機能は働かず、責任まで民間丸投げの状態になつてゐたのであります。政府案では、この部分が全くこれまでとは変わつておりません。民間確認検査機関が行つた建築確認も特定行政庁の責任となるにもかかわらず、それをとめる手段がないという状態が続くのであります。

民主党案では、責任の丸投げを認めず、確認済み証や検査済み証の発行権限を特定行政庁に限定することとしております。民間の指定確認検査機関が建築確認業務を行つた場合でも、特定行政庁が確認済み証や検査済み証を出すことになります。民間確認検査機関が不自然なチェックを行つ

ていた場合や、民主党案で特定行政庁に設置が求められている苦情受付窓口に情報が入った場合、特定行政庁が再度精査することになり、法令違反に歯どめをかけることができるようになります。さらに、民主党案では、特定行政庁の審査能力を高めるために、建築主事の登録に設計、工事監理等に一定期間以上の実務経験を要することとしております。これは、今回の耐震強度偽装事件でも明らかになつたように、設計図面を簡単に見たままだけでも耐震強度偽装が疑われる物件についても建築確認が出されていた反省を踏まえ、複雑な構造計算書を見るまでもなく的確な判断ができるようになります。これにより、行政のチェック能力も大幅にアップすることとなりますが。

また、民間の指定確認検査機関については毎年業務報告を義務づけ、特定行政庁については毎年業務内容の公表を義務づけることとしておりります。これによって外部のチェックが働くことになります。

さらに、すべての建物について中間検査を義務づけ、建物完成二年後の検査制度も創設するなど、居住者、利用者、購入者の立場に立つた措置を講じてまいります。

一方で、特定行政庁には過大な負担がかからなりのように、中間検査などの検査に際しては、検査項目をチェックリスト化し、チェックの有無がわかりやすく残るようにすることや、確認検査に際して、一定の項目について行政の確認項目から除外することにより、業務の合理化を図っているところです。

大きな買い物をする、家を購入する。だからこそ、民主党は、居住者、利用者、購入者の立場に立ち、責任の丸投げを許さず、チェック体制を強化してまいります。どうぞ、御審査のほどよろしくお願いいたします。

なお、残余の質問に対しましては、同僚議員から答えさせていただきます。

○森本哲生君（森本哲生君登壇）
〔森本哲生君登壇〕

○森本哲生君 馬淵議員の質問の三点目についてお答えをさせていただきます。

今回の事件で明らかになつた大事な課題の一つに、建築士の地位の向上があります。建築士の皆さんが責任と誇りを持つて仕事ができる体制づくりこそ、再発防止のためでなければならぬと考えます。ところが、政府案は、違反に対する罰則を強化するばかりで、建築士制度の改善は先送りされようといたしております。これでは、建築士の皆さんがますます肩身の狭い思いをすることになってしまいます。

民主党は、多くのまじめな建築士の皆さんのが自身の狭い思いをすることがないよう、建築士の独立性を高め、地位を向上させなければならぬと考え、建築士法を大改正いたします。

まず、建築士の使命として、「建築士は、建築物の設計及び工事監理の知識技能の豊かな専門家として、独立した立場において、工事の実施を行う建設業者との適切な役割分担を踏まえて、建築物の災害等に対する安全の確保及び質の向上を図り、もつて個人の生命財産の保護と社会公共福祉の増進に寄与することを使命とする。」と規定し、建築士が高い使命感を持つて仕事を行うとともに

平成十八年四月二十八日

に、設計監理と施工の分離をうたっているところ

であります。設計監理と施工が分離されこそ、偽装や手抜き工事を防ぐことが可能になります

が、先ほどの大臣の御答弁では、そのことが不明確であります。まさに、物事の本質から目を背けた改正であると言わざるを得ないのであります。

次に、建築士の国土交通大臣または都道府県知事による免許制度及び建築士会及びその連合会の任意加入制度を改め、建築士会及びその連合会を建築士法上の特別の法人として設立し、建築士の資格を有する者は、その登録を受けて会員とならなければ建築士となれないものといたしております。つまり、すべての建築士に建築士会への強制加入を義務づけることにより、建築士の保持、業務の改善、適正化が期待できるものと考えております。

また、建築士事務所制度の改善として、建築士事務所の開設は建築士のみ行うことができるこ

とにいたしております。これまでだれでも建築士事務所を設置することができますが、建築士事務所の主要な任務である建築物の設計については、基本的に建築士しか行い得ないものであり、建築士しか行い得ない仕事の責任は建築士が負うものであります。

一般の方から見た場合、開設者イコール責任者イコール建築士ということを明確にするためにも、開設者を建築士に限ることといたしました。開設者や経営者が建築士でない場合、開設者や経営者から不当な圧力を受ける危険性が大きいことは今回の件でも明らかであり、特にコストダウンの圧力が加わった場合、法令違反を誘発する危険性はかなり高いのであります。したがって、建築

関係の法律を熟知し、規範意識の高い建築士を開設者とすべきであると判断をいたしました。

政府案は、この点について何ら改善が見られません。建築士事務所の開設者を建築士に限定すれ

ば、結果的に建築士の地位も向上することにな

り、遵法意識も向上し、自浄作用も働くことにな

ります。また、地位が向上すれば、ハード偏重で極めて安いと言われる設計料も業務に見合つたものが期待され、不当な経済的圧力に屈することも

なくなるわけでございます。

もちろん、地位が向上すれば、その分責任も重

くなります。これまで株式会社のサラリーマンで有限責任しか負わなくて済むような立場から、無

限責任を負う立場へと変わるわけであります。民

主党案では、建築士法人という特別の法人格を設けることといたしております。この建築士法人の社員は建築士しかなることができず、社員たる建

築士は無限責任を負うことになります。

建築士事務所の改善と建築士法人の制度の創設により、設計監理と施工が分離され、建築士が居住者、利用者、購入者の立場に立つことができるようになります。

このように、民主党案は、三者の立場に立ち、

安全、安心な建物に住み、利用し、購入することができるようになります。どのような制度が望ましいかを真剣に考えたものであります。ややもすると、供給側の論理がまかり通り、小手先の改革になります。しかし、自動車の場合、道路運送車両法といふ法律で、最終的な製品が満たすべき性能の基

準が規定されているだけです。それが設計しよう

と製造しようと自由です。最終商品の衝突破壊実験などによって、安全基準を満たしていることが

くまでもこれは私見であります。人は、信じ合

い、信じ合つてこそ人としての価値が生まれてくるものであり、そこにこれまでの我が国のすばらしい姿があつたはずであります。

そういった意味では、今まで述べてきたよう

に、業法上の規定を設けることは後ろ髪を引かれ

る思いでございます。今政治が行うべきことは、現実を十二分に踏まえて、党派の利害を超えて、どちらの案が本当に居住者、利用者、購入者に安

心を与えられ、安全を守られるか、このことを真剣に議論し、判断することであります。

党派を超えた賛同がいただけることを期待し、私の答弁を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

ありがとうございました。（拍手）

ありがとうございました。（拍手）

○議長（河野洋平君） 齋藤鉄夫君。

〔斎藤鉄夫君登壇〕

○斎藤鉄夫君 公明党の斎藤鉄夫です。

私は、公明党を代表して、建築物の安全性の確保を図るために建築基準法等の一部を改正する法律案について質問をさせていただきます。（拍手）

まず初めに、建築という行為と公の関係についてお伺いします。

建物を設計し、建築し、販売するという行為と、自動車を設計し、製造し、販売するという行

為を比べてみます。ともに国民の生命、安全にかかわり、かつ対価もかなり大きな経済行為であります。しかし、自動車の場合、道路運送車両法といふ法律で、最終的な製品が満たすべき性能の基

準が規定されているだけです。それが設計しよう

と製造しようと自由です。最終商品の衝突破壊実験などによって、安全基準を満たしていることが

証明されればいいわけです。

建築の場合、自動車と違つて、まず、計画、設

計には国家資格が必要です。その計画、設計がも

ろもろの基準を満足しているかどうかの公、行政

のチェックである建築確認があり、施工も、建設

業法で規定された者が行います。そして、行政に

より中間検査、完了検査もあります。建築の場

合、公の関与が他の経済行為と比べて極めて多い

と言えます。

このような現状に対し、一部の建築家や学者の間に、建築法制を根本的に改めて、行政と専門家の責任を明確に区分したらどうかという提言があります。つまり、公、行政は集団規定のみを行

う、別な言葉で言うと、建築物をどこにどれくら

いの高さ、大きさで、どんな形なら建ててもいい

といった都市計画に関する規定のみを行い、個別

の建築物の設計については、自動車の場合と同様に、性能評価としての単体規定として専門家である設計者にゆだね、全責任を負わせる、こういう提案でございます。

もちろん、建築専門家の責任といつても力に限りがありますので、保険制度等の組み合わせが必要になつてきますが、いずれにせよ、建築における行政と専門家の責任を明確にして、公の関与を少なくしようという問題提起と考えます。

このような提案が建築家からなされるほど、現状は公の関与が強いことの基本的な理由はどこに

あると考えていらっしゃるのか、また、公的責任は集団規定だけでいいのではないかという問い合わせに對する国土交通大臣のお考えをお聞きいたします。

ある建築設計が妥当かどうかを第三者がチェック

クする場合、その設計者が行つた構造計算などの設計行為をそのままなぞつてみても余り意味がないのではないかという専門家の意見も多く聞きました。それよりも、同等の力を持つた専門家が、例えば大きな机に凶面を広げて建築全体の構成をじつくり頭に入れ、その後にポイントになる部分について、例えば壁厚とか柱の太さ、鉄筋量をチェックする、不審な部分があれば設計者と議論するという、いわゆる仲間、ピアによるチェック、ピアチェックの方がはるかに第三者審査の機能を果たすと言われております。この場合、同じコンピューター計算を二度繰り返すわけではありません。

今回、構造計算適合性判定機関において同じ計算をもう一度行うということですが、屋上屋を重ねることにならないか、社会に余分な負担を課すことにならないかという懸念があります。このよ

うな指摘に対する御見解と、ピアチェックこそ第三者による確認の主体にすべきではないかとの意

見に対する御見解を国土交通大臣にお聞きいたします。

次に、建築士制度についてお伺いします。

建築設計と一口に言つても、中身は、いわゆる意匠、構造、設備に分かれ、その中でも細分化が進んでいます。一人の設計者がすべての

分野に精通するということはなかなか難しい現状の中、元請と下請設計に分かれてくる。意匠系が全体を見て、構造、設備がその下で設計をする

という仕組みが多いそうです。これは、技術が高度化してくればいたし方ないこと思いますが、それであるならば、それぞれの設計者の資格と名前が表に出て明らかにされること、そして責任の

明確化が必要になつてくると考えます。専門分野別の資格をつくった方がいい、元請設計者の責任を明確にした方がいいと考えますが、この点についた。それよりも、同等の力を持つた専門家が、

例え

ば

大

臣

の

資

格

を

明

確

化

す

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と</p

技術士とは技術の対象範囲が異なるものと認識をしております。

しかしながら、技術士制度は、その試験内容に技術者倫理に関する事項が含まれているなど、資格者に高い職業倫理を求めようとする姿勢を有しております。

技術士制度の見直しに当たりましては、ぜひ参考にさせていただきたいと考えております。

技術士への加入の必要性についての考え方についてお尋ねがございました。

本法案におきましては、住宅の売り主等に対し保険への加入の有無など瑕疵担保責任の履行に関する情報の開示を義務づけることとしております。また、設計事務所についても同様に、保険への加入に関する情報の開示を義務づけることとしております。

情報の開示からさらに進んで、保険への加入など瑕疵担保責任の履行確保措置を義務づけることについては、被害者救済に必要な保険金の支払いが安定的に確保されるのかどうか、また、故意、重過失によって瑕疵が生じた場合の取り扱いをどうするのか等々の多くの課題が存するところでございます。このため、各方面から御意見をよく伺って、住宅瑕疵担保責任研究会を設置し、先日の四月十八日に第一回の研究会を開催したところでございます。今後、関係機関とも連携を図りながら、夏ごろまでには基本的な方向性を取りまとめていたと考えております。

いざれにしましても、瑕疵担保責任の履行の実効性を図ることは極めて重要な課題と認識をしておるところでございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 穀田恵二君。

(穀田恵二君登壇)

○穀田恵二君 私は、日本共産党を代表し、内閣提出、建築基準法等の改正案について質問します。(拍手)

耐震强度偽装事件が発覚してから六ヶ月、一昨日、姉歎元建築士ら八人が逮捕されました。姉歎氏以外の建築士による新たな構造計算書の偽装、改ざんや、耐震强度不足の建築物の存在も次々と明らかになっています。こうしたもので、多くの国民は、我が家は大丈夫かと、みずからの住まいを初めとする建築物の安全性への不安を募らせております。建築行政に対する信頼が根本から揺らいでいるのであります。

一九八八年に、規制緩和政策によつて建築基準法を改悪し、建築確認検査を民間任せにし、チェック体制も整えないままコスト最優先の経済設計を可能にするなど、建築行政を安全よりも効率優先に変質させました。このことに対する真摯な反省がなければ、再発防止はもちろん、建築行政に対する国民の信頼回復はできません。

政府は、耐震偽装事件の再発を防止し、建築物の安全性に対する国民の信頼を回復すると言いますが、今回の事件の背景をどう見るかについて、まず北側国土交通大臣の所見を求めます。

我が党は、九八年の法改悪に反対しました。今回、建築基準法改正案の審議に当たつて、再発防止に何が必要か、安全、安心の建築行政をつくるために提案を発表してきました。この提案の内容を示しながら、以下、法案について質問します。

第一に、建築確認制度、検査機関の問題です。現行の民間検査機関が構造計算書の偽装を見抜けなかつた要因に、建築主などの顧客獲得をね

らつて、検査を早く、安くする競争があります。建築物の安全を審査することが目的である建築確認検査は、本来、公の責任で行うべきものであつて、営利目的の競争とは相入れないものであります。したがつて、民間検査機関は非営利の法人に限るものとすべきであります。

また、建築確認検査は、昨年六月の最高裁判決でも、民間の指定確認検査機関が行つたものも含めて地方公共団体の事務とされていることから、地方自治体がすべて責任を持つことを明確にすること有必要があります。そのため、民間検査機関は地方自治体からの委託に基づいて検査業務を行うことによる、確認申請は地方自治体が受け付け、必要に応じて審査を民間検査機関に委託する、確認済み証などは地方自治体が責任を持つて発行する、

こういう仕組みに変えるべきではありませんか。地方自治体の検査体制の問題では、確認検査の民間開放以降、特定行政庁の建築主事の体制の弱化が深刻になつています。同時に、構造計算プログラムを備えていかなかったり、年々高度化している構造計算技術の向上に対応できる専門家がないなかつたり、建築確認業務を遂行する体制が整つていません。まず、地方自治体の建築担当職員の増員を初め、必要な研修、教育体制の整備など、国の責任で行うべきです。答弁を求めます。

第二に、建築基準法の耐震基準についてです。現行の建築基準法が定める耐震基準は最低限であり、不十分です。大規模地震において、損傷はするが完全には倒壊せし人命を保護できる、しかし、余震による倒壊の危険性や、居住が困難になるほどの大きな損傷を受けるという基準であり、

京都を初め多くの自治体が現行基準を一・二五倍に引き上げて行政指導している現状も踏まえ、建築基準法の耐震基準そのものを引き上げるべきであります。同時に、建築士が、建築物の安全性を確保するための設計と工事監理など、本来の社会的責務を果たせるような条件をつくる必要があります。建設業者や売り主などとの従属的関係のは正しく、専門分野別の建築士制度の導入、工事監理業務の適正化など、早急に検討すべきです。また、設計料の安さによって競争することを禁止しているアメリカなどに倣い、建築士の報酬を適切なものにすることも検討すべきです。見解を求めます。

なお、今回の法改正では、建築士制度の見直しは先送りされていますが、今後いつまでに、どのように見直すつもりなのか、はつきりとお答えください。

第四に、住宅購入者など消費者保護の問題です。耐震強度を初めとした建築物の安全性に関する情報、瑕疵担保責任の履行が可能かどうかなど供給サイドの信頼性にかかる情報の開示を徹底することが必要です。今回の法案では、この点の情報開示をどのように強化しているのか、具体的にお示しいただきたい。

加えて、販売価格については、初期の取得費用だけではなく、耐久年数、維持管理コストなどをトータルコストの試算も開示するライフサイクルコストの考え方に基づく情報開示を検討すべきではありませんか。

また、今回の事件では、売り主に賠償能力がないため、瑕疵担保責任が履行されないと、深刻な事態が起きていました。こうした事態を改善するため、売り主や設計、施工会社などに瑕疵担保責任保険への加入を義務づけることなど、瑕疵補償制度の改善充実を図ることは喫緊の課題であります。いつまでに、どのように対策を講じるのか、答弁を求めます。

第五に、コスト削減競争について聞きます。

今回の事件の背景に、安全をないがしろにしたコスト削減競争があつたことは明白です。国民の安全を守る行政としては、これをチェックし、行き過ぎた競争に歯止めをかける必要がありました。

ところが、これまで政府が推し進めてきたのは、アメリカと日本の財界の圧力にこたえて、住宅建設コスト低減のための緊急重点計画など住宅分野の規制緩和でした。市場に、安全をないがしろにする安上がり競争を助長したと言わざるを得ません。これを反省し、本来の、国民の安全を守るために、ダンピングを含む過当なコスト削減競争にメスを入れるべきだと考えます。

また、建設会社、設計会社などの下請業者への丸投げの禁止を徹底することを初め、建設業法による下請保護、独占禁止法の遵守によって、不当な買いたたき、低価格発注をやめさせるために監督指導を強化することこそ、一連の耐震強度偽装事件を踏まえた政府のとるべき対策ではありますか。答弁を求めます。

最後に、偽装マンションを購入した被害者の救済問題です。まさに待ったなしの課題です。被害者には何の罪も責任もありません。にもか

かわらず、いまだに解決のめどが立たないまま、時だけが過ぎています。多くの被害住民は、一世帯当たり平均二千万円を超える経済的負担を強いられている精神的、肉体的、金銭的負担を背負ったまま、包括的な支援もなく、建てかえを進めています。

解決に当たって最大のネックは、二重ローン問題です。被害者住民が個人で銀行と交渉することは困難であることから、一、住民の既往ローンの債務軽減のために銀行等と交渉すること、二、販売会社など加害者に損害賠償責任を果たさせること、三、銀行や不動産関係業界などから基金等を募り、被害住民の債務返済に充てるなど、国が解決に責任を持つスキームに改め、被害者の切実な声にこたえるべきではありませんか。

明確な答弁を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣北側一雄君登壇〕
○国務大臣(北側一雄君) 穀田議員から十一問、御質問をちょうだいいたしました。

平成十年の建築基準法改正に関する見解についてお尋ねがございました。

同年の建築基準法改正により措置されました建築確認検査制度の民間開放につきましては、阪神・淡路大震災を教訓として制度の充実、効率化を図るため、地方公共団体と同等の、必要な審査能力を有する公正中立な民間の機関においても行うことができるとしたものでございます。必要な要件を満たしていれば、非営利の法人に限る必要はないと考えております。民間開放の進展により、完了検査率の倍増、違反建築物件数の減少など、建築行政全体として実効性は確実に向かっていることから、この方向は間違っていないものと考えております。

このため、改正案におきましては、基本的に現行の枠組みを維持しつつ、今回の事件を踏まえ、確認検査がより的確に行われるよう、指定要件の強化や特定行政庁の民間検査機関に対する指導監督権限の強化を図ることとしております。

地方自治体における確認検査体制の強化についてお尋ねがございました。

今回、指定確認検査機関のみならず一部の特定行政庁においても偽装の見過ごしがあつたことか

し、違反建築物件数が大幅に減少するなど、制度の実効性が確実に向かっており、民間にできることは民間にという方向は間違っていないものと考へております。

建築基準法の耐震基準の引き上げについてお尋ねがございました。

建築基準法における現行の耐震基準は昭和五十六年に改正されており、中規模の地震に対してはほとんど損傷を生じず、極めてまれにしか発生しない大規模の地震に対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としております。

阪神・淡路大震災等の近年の地震において、倒壊、大破等の甚大な被害を受けた建築物のほとんどが、現行の耐震基準が施行される昭和五十六年以前に建築されたものであり、昭和五十七年以降に建築されたものには大きな被害を受けたものは少なかつたことから、現行の耐震基準はおおむね妥当なものと考えております。

建築士制度の検討課題についてお尋ねがございました。

建築士制度の見直しにつきましては、社会資本整備審議会建築分科会において取りまとめられました中間報告におきまして、引き続き検討すべき事項として、専門分野別の建築士制度の導入、建築士の資質、能力の向上、工事監理業務の適正化、報酬基準の見直し等の検討課題が挙げられております。

建築士制度の見直し時期につきましては、社会資本整備審議会建築分科会において引き続き現在御審議をいただいておりますが、夏ごろまでには方針を取りまとめていただき、それを踏まえて所

要の改正措置を講ずる方針であります。

消費者保護のための情報開示の強化についてお尋ねがございました。

今回の改正案におきましては、保険加入の有無などについての説明の義務づけ、建築士事務所に所属するすべての建築士の氏名、業務実績等の閲覧対象への追加、処分を受けた建築士の氏名等の公表などの措置を講じております。消費者保護のための情報開示の徹底を図つてまいります。

ライフサイクルコストの考え方方に基づく情報開示についてお尋ねがございました。

長期的に耐用可能となる良質な建築物を建設し、それを大切に長く使用することは、我が国建築行政において重要な課題と認識をしております。建築物の耐久性を高める上で、耐久年数、維持管理コストなどライフサイクルコストを考えることは大きな意義を有していると考えております。こうした考え方について国民の御理解が進むよう、的確な周知に努めてまいります。

また、住宅性能表示制度におきましては、耐久性の観点から、劣化を軽減するための対策の程度や地震に対する安全性の程度を評価しております。引き続きその普及に努めてまいります。

瑕疵担保責任保険などに関する考え方についてお尋ねがございました。

本法案におきましては、住宅の売り主等に対して、保険への加入の有無など瑕疵担保責任の履行に関する情報の開示を義務づけることとしております。

情報の開示からさらに進んで、保険への加入など瑕疵担保責任の履行確保措置を義務づけることについてお尋ねがございました。

につきましては、被害者救済に必要な保険金の支払いが安定的に確保されるのかどうか、多くの課題が存するところでございます。このため、各方面から御意見を広く伺い、検討を進めるため、有識者の参画を得て、住宅瑕疵担保責任研究会を設置し、四月十八日に第一回の研究会を開催したところでございます。今後、関係機関とも連携を図りながら、夏ごろまでには基本的な方向性を取りまとめたいと考えております。

建設会社、設計会社における丸投げの禁止の徹底等、監督指導の強化についてお尋ねがございました。建設業におけるいわゆる丸投げは、施工の責任関係を不明確にし、工事の質の低下、労働条件の悪化等につながることから、公共工事については法律により禁止をされており、民間工事についてはも原則禁止をされているところでございます。

一方的なしわ寄せ等を防止する観点から、毎年一度、下請代金の支払い状況につきまして書面調査、立入検査を行い、必要な場合には建設業法に基づき勧告、監督処分等の措置を講ずることとしております。

さらには、建築士事務所の行う設計業務における元請、下請関係の適正化については、社会資本整備審議会において引き続き検討すべき事項とされております。夏ごろまでには方針を取りまとめていただき、国土交通省としては、それを踏まえて

今回の事案に関し、最も緊急を要する課題は、危険な分譲マンション居住者の安全と居住の安定の確保でございます。このため、国と地方公共団体が連携をしまして、相談、移転から取り壊し、建てかえまでの支援策をパッケージで提示をいたしました。

につきましては、被害者救済に必要な保険金の支払いが安定的に確保されるのかどうか、多くの課題が存するところでございます。このため、各方面から御意見を広く伺い、検討を進めるため、有識者の参画を得て、住宅瑕疵担保責任研究会を設置し、四月十八日に第一回の研究会を開催したところでございます。今後、関係機関とも連携を図りながら、夏ごろまでには基本的な方向性を取りまとめたいと考えております。

建設会社、設計会社における丸投げの禁止の徹底等、監督指導の強化についてお尋ねがございました。建設業におけるいわゆる丸投げは、施工の責任関係を不明確にし、工事の質の低下、労働条件の悪化等につながることから、公共工事については法律により禁止をされており、民間工事についてはも原則禁止をされているところでございます。

一方的なしわ寄せ等を防止する観点から、毎年一度、下請代金の支払い状況につきまして書面調査、立入検査を行い、必要な場合には建設業法に基づき勧告、監督処分等の措置を講ずることとしております。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十八分散会

一、去る二十六日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付いた旨の通知書を受領した。

経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求める件

マルチチップ集積回路に対する無税待遇の付与に関する協定の締結について承認を求めるの件

(報告書受領)

一、去る二十五日、小泉内閣総理大臣から河野議長あて、次の報告書を受領した。

内閣總第五一号

平成十八年四月二十五日

内閣總理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院千葉県第七区選出議員補欠選挙における当選人について

平成十八年四月二十三日執行の衆議院千葉県第七区選出議員補欠選挙における当選人について、別紙のとおり総務大臣から報告があつたので、公職選挙法第百八条第二項の規定により報告する。

平成十八年四月二十三日執行の衆議院千葉県第七区選出議員補欠選挙における当選人について、別紙のとおり総務大臣から報告があつたので、公職選挙法第百八条第二項の規定により報告する。

出席國務大臣

財務大臣 谷垣 順一君
国土交通大臣 北側 一雄君
国務大臣 猪口 邦子君

(別紙)

選舉期日 平成十八年四月二十三日
當選年月日 平成十八年四月二十五日

官 報 (号 外)

(号外)

在上海総領事館員の遺書に関する再質問主

意書

標記案件については、平成十八年三月三十一日に質問主意書を提出し、同年四月十一日に答弁書を受領した。右を踏まえた上で、追加的に質問する。

一二〇〇四年五月六日に自殺した在上海総領事館員(以下、「館員」という。)の遺書について、當時の川口順子外相、竹内行夫外務事務次官にいつ報告されたか。遺書の写しが川口外相、竹内事務次官に回覧されたか。

二 「館員」の遺書について、公電により外務本省に報告されたという事実があるか。事実があるならば、当該公電が外務本省に到着した年、月、日、時、分を明らかにされたい。公電には秘密指定がなされていたか。

三 一二の公電による報告の事実がない場合、「館員」の遺書の内容はどのようない形で外務本省に伝えられたか。

四 外務省以外の日本政府機関関係者が、中華人民共和国上海市などに出張し、「館員」の自殺について調査を行つたという事実があるか。

内閣衆質一六四第二二八号
平成十八年四月二十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣衆質一六四第二二九号
平成十八年四月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出在上海総領事館員の遺書に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて
五月六日の公電により外務本省に報告され、同日中に、当時の川口順子外務大臣及び竹内行夫外務事務次官に報告された。当該公電には秘密指定がなされていた。この公電が外務本省に到着した時刻及び遺書の写しの回覧先について

は、外務省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること等から、明らかにすることは差し控えたい。

四について
御指摘の「外務省以外の日本政府機関関係者」の意味が必ずしも明らかではないが、お尋ねが一部報道にある内閣情報調査室の調査に関するものであるとすれば、内閣情報調査室による個別の情報の収集調査の事実の有無については、その事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあります。この原氏でございますけれども、平成十五年の一月に、六年七月にわたる受刑が終わりまして、釈放され、帰国したというふうに承知しております。同年七月に、当時の外務省の領事移住部を来訪され、我が方の職員が邦人保護の観点から面談しているという事実がござります。」と答弁したが、ここで「谷崎局長」の答弁した原博文氏に関する情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律で規定するところの保護されるべき個人情報か。

一について
御指摘の答弁には、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第二項に規定する「個人情報」が含まれている。

二及び三について
御指摘の事実はない。

政府参考人外務省領事局長の個人情報に対する認識に関する質問主意書
提出者 鈴木 宗男
平成十八年四月二十九日

内閣衆質一六四第二二九号
平成十八年四月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 河野 洋平殿
内閣衆質一六四第二二九号
平成十八年四月二十五日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣衆質一六四第二二九号
平成十八年四月二十五日

内閣衆質一六四第二二九号
平成十八年四月二十五日

内閣衆質一六四第二二九号
平成十八年四月二十五日

分科会において、一九九六年に中華人民共和国で逮捕、起訴され、二〇〇三年まで服役した原博文氏について、政府参考人(谷崎泰明外務省領事局長。以下、「谷崎局長」という。)は、「ただいまの原さんの件でございますけれども、そもそも、邦人の保護でございますけれども、海外において逮捕、拘留あるいは受刑した場合でございますけれども、本人のプライバシー等がございますので、基本的にこれは公表しない」ということでございます。しかしながら、本件、この原氏の場合につきましては、報道機関等にいろいろ取材に応じておりますが、それを踏まえた上で、御答弁申し上げたいというふうに思います。この原氏でございますけれども、平成十五年の一月に、六年七月にわたる受刑が終わりまして、釈放され、帰国したというふうに承知しております。同年七月に、当時の外務省の領事移住部を来訪され、我が方の職員が邦人保護の観点から面談しているという事実がござります。」と答弁したが、ここで「谷崎局長」の答弁した原博文氏に関する情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律で規定するところの保護されるべき個人情報か。

一について
御指摘の答弁には、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第二項に規定する「個人情報」が含まれている。

二及び三について
御指摘の事実はない。

四について
外務省としては、御指摘の答弁については、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものではないと考えている。

が国会答弁で明らかにしたことを伝えた事実があるか。

四 行政機関が保有する個人情報の保護という観点から、「谷崎局長」の答弁は適切であつたと政府は考えるか。

官 報 (号 外)

〔復代理人(二)以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。〕を含む。以下同じ。」を加える。

第七条第二項を次のように改める。

2 会社法(平成十七年法律第八十六号)その他の法律により詐欺又は強迫を理由として取消しを

することができないものとされている株式若し

くは出資の引受け又は基金の拠出が消費者契約としてされた場合には、当該株式若しくは出資の引受け又は基金の拠出に係る意思表示については、第四条第一項から第三項まで（第五条第一項において準用する場合を含む。）の規定によりその取消しをすることができない。

第三章の章名を削り、第八条の前に次の節名を付す。

第二節 消費者契約の条項の無効

第二節 治費を考案の発明の無交
第四章の章名を削り、第十一条の前に次の節名
と付する。

第三節 棚則

第十一条の次に次の一章及び章名を加える。

第十二条 適格消費者団体は、事業者、受託者等又は事業者の代理人若しくは受託者等の代理人（以下「事業者等」と総称する。）が、消費者契約の締結について勧誘をするに際し、不特定かつ多数の消費者に対して第四条第一項から第三項までに規定する行為（同条第二項に規定する行為にあつては、同項ただし書の場合に該当するものを除く。次項において同じ。）を現に行い又は行うおそれがあるときは、その事業者等に對

し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。ただし、民法及び商法以外の他の法律の規定によれば当該行為を理由として当該消費者契約を取り消すことができないときは、この限りでない。

2 適格消費者団体は、次の各号に掲げる者が、消費者契約の締結について勧誘をするに際し、不特定かつ多数の消費者に対しても第四条第一項から第三項までに規定する行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該各号に定める者に対し、当該各号に掲げる者に対する是正の指示又は教唆の停止その他の当該行為の停止又は予防に必要な措置をとることを請求することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

1 受託者等 当該受託者等に対して委託一二以上の段階にわたる委託を含む。)をした事業者又は他の受託者等

二 事業者の代理人又は受託者等の代理人 当該代理人を自己の代理人とする事業者若しくは受託者等又はこれらの他の代理人

3 適格消費者団体は、事業者又はその代理人が、消費者契約を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で第八条から第十条までに規定する消費者契約の条項(第八条第一項第五号に掲げる消費者契約の条項にあっては、同条第二項各号に掲げる場合に該当するものを除く。次項において同じ。)を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その事業者又はその代

理人に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。ただし、民法及び商法以外の他の法律の規定によれば当該消費者契約の条項が無効とされないときは、この限りでない。

4 適格消費者団体は、事業者の代理人が、消費者契約を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で第八条から第十条までに規定する消費者契約の条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該代理人を自己の代理人とする事業者又は他の代理人に対し、当該代理人に対する是正の指示又は教唆の停止その他の当該行為の停止又は予防に必要な措置をとることを請求することができる。(この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。)

5 前各項の規定による請求(以下「差止請求」という。)は、次に掲げる場合には、することができない。

一 当該適格消費者団体若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該事業者等に損害を加えることを目的とする場合

二 他の適格消費者団体を当事者とする差止請求に係る訴訟等(訴訟並びに和解の申立てに係る手続、調停及び仲裁をいう。以下同じ。)につき既に確定判決等(確定判決及びこれと同一の効力を有するものをいい、次のイからハまでに掲げるものを除く。以下同じ。)が存する場合において、請求の内容及び相手方である事業者等が同一である場合。ただし、當

該他の適格消費者団体について、当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関し、次条第一項の認定が第三十四条第一項第四号に掲げる事由により取り消され、又は同条第三項の規定により同条第一項第四号に掲げる事由があつた旨の認定がされたときは、この限りでない。

イ 訴えを却下した確定判決

ロ 前号に掲げる場合に該當することのみを理由として差止請求を棄却した確定判決及び仲裁判断

ハ 差止請求をする権利（以下「差止請求権」という。）の不存在又は差止請求権に係る債務の不存在の確認の請求（第二十四条において「差止請求権不存在等確認請求」といいう。）を棄却した確定判決及びこれと同一の効力を有するもの

前項第二号本文の規定は、当該確定判決に係る訴訟の口頭弁論の終結後又は当該確定判決と同一の効力を有するものの成立後に生じた事由に基づいて同号本文に掲げる場合の当該差止請求をすることを妨げない。

第二節 適格消費者団体

第一款 適格消費者団体の認定等

（適格消費者団体の認定）

第十三条 差止請求関係業務（不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権行使する業務並びに当該業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集並びに消費者の被害の防止及び救済に資する差止請求権の行使の結果に関する情報の提供に係る業務をいう。以下同じ。）を行おうとする者は、内閣総理大臣の認定を受

けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする者は、内閣総理大臣に認定の申請をしなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の申請をした者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときに限り、第一項の認定をすることができる。

一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は民法第三百四条に規定する法人であること。

二 消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる目的とし、現にその活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていると認められること。

三 差止請求関係業務の実施に係る組織、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の差止請求関係業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が適切に整備されていること。

四 その理事に關し、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 差止請求関係業務の執行を決定する機関として理事をもつて構成する理事会が置かれており、かつ、定款又は寄附行為で定めその決定の方法が次に掲げる要件に適合していると認められること。

(1) 当該理事会の決議が理事の過半数又はこれを上回る割合以上の多数決により行われるものとされていること。

(2) 第四十二条第一項の規定による差止請求、差止請求に係る訴えの提起その他の差止請求関係業務の執行に係る重要な事項の決定が理事その他の者に委任されないこと。

口 理事の構成が次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものでないこと。この場合において、第二号に掲げる要件に適合する者は、次の(1)又は(2)に規定する事業者に該当しないものとみなす。

(1) 理事の数のうちに占める特定の事業者(当該事業者との間に発行済株式の総数の二分の一以上の株式の数を保有する關係その他の内閣府令で定める特別の關係のある者を含む)の関係者(当該事業者及びその役員又は職員である者その他の内閣府令で定める者をいう。(2)において同じ。)の数の割合が三分の一を超えてい

4 前項第三号の業務規程には、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の内閣府令で定める事項が定められていないければならない。この場合において、業務規程に定める差止請求関係業務の実施の方法には、同項第五号の検討を行う部門における専門委員からの助言又は意見の聽取に関する措置及び役員、職員又は専門委員が差止請求に係る相手方である事業者等と特別の利害関係を有する場合の措置その他業務の公正な実施の確保に関する措置が含まれていなければならぬ。

五 差止請求の要否及びその内容についての検討を行う部門において次のイ及びロに掲げる者(以下「専門委員」と総称する。)が共にその割合が二分の一を超えていること。

(2) 理事の数のうちに占める同一の業種(内閣府令で定める事業の区分をいう。)に属する事業を行う事業者の関係者の数の割合が二分の一を超えていること。

4 前項第三号の業務規程には、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の内閣府令で定める事項が定められていないければならない。この場合において、業務規程に定める差止請求関係業務の実施の方法には、同項第五号の検討を行う部門における専門委員からの助言又は意見の聽取に関する措置及び役員、職員又は専門委員が差止請求に係る相手方である事業者等と特別の利害関係を有する場合の措置その他業務の公正な実施の確保に関する措置が含まれていなければならぬ。

五 政治団体(政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第三条第一項に規定する政治団体をいう。)

六 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく处分に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

イ 消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談(第四十条第一項において「消費生活相談」という。)その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める

条件に適合する者

、ロ 弁護士、司法書士その他の法律に関する専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める条件に適合する者

六 差止請求関係業務を適正に遂行するに足りる経理的基礎を有すること。

七 差止請求関係業務以外の業務を行う場合は、その業務を行うことによつて差止請求関係業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

八 前項第三号の業務規程には、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の内閣府令で定める事項が定められていないければならない。この場合において、業務規程に定める差止請求関係業務の実施の方法には、同項第五号の検討を行う部門における専門委員からの助言又は意見の聽取に関する措置及び役員、職員又は専門委員が差止請求に係る相手方である事業者等と特別の利害関係を有する場合の措置その他業務の公正な実施の確保に関する措置が含まれていなければならぬ。

五 政治団体(政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第三条第一項に規定する政治団体をいう。)

六 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく处分に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

基づく処分に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない法人

三 第三十一条第一項各号に掲げる事由により第一項の認定を取り消され、又は同条第三項の規定により同条第一項第四号に掲げる事由があつた旨の認定がされ、その取消し又は認定の日から三年を経過しない法人

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(次号及び第六号ハにおいて「暴力団員等」という。)がその事業活動を支配する法人

四 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある法人

五 政治団体(政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第三条第一項に規定する政治団体をいう。)

六 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく处分に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

官 報 (号 外)

口 適格消費者団体が第三十四条第一項各号に掲げる事由により第一項の認定を取り消され、又は同条第三項の規定により同条第一項第四号に掲げる事由があつた旨の認定がされた場合において、その取消し又は認定の日前六月以内に当該適格消費者団体の役員であつた者でその取消し又は認定の日から三年を経過しないもの

ハ 暴力団員等

(認定の申請)

第十四条 前条第二項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出してしなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名
所在地

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

二 差止請求関係業務を行おうとする事務所の所在地

三 前二号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又は寄附行為

二 不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を相当期間にわたり継続して適正に行つてることを証する書類

三 差止請求関係業務に関する業務計画書

四 差止請求関係業務を適正に遂行するための体制が整備されていることを証する書類

五 業務規程

六 役員、職員及び専門委員に関する次に掲げる書類

イ 氏名、役職及び職業を記載した書類
ロ 住所、略歴その他内閣府令で定める事項

七 前条第三項第一号の法人の社員について、その数及び個人又は法人その他の団体の別（社員が法人その他の団体である場合にあっては、その構成員の数を含む。）を記載した書類

八 最近の事業年度における財産目録、貸借対照表、収支計算書その他の経理的基礎を有することを証する書類

九 前条第五項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

十 差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類

十一 その他内閣府令で定める書類
(認定の申請に関する公告及び縦覧等)

第十五条 内閣総理大臣は、前条の規定による認定の申請があつた場合には、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨並びに同条第一項第一号及び第二号に掲げる事項を公告するとともに、同条第二項各号（第六号ロ、第九号及び第十一号を除く。）に掲げる書類を、公告の日から二週間、公衆の縦覧に供しなければならない。

(認定の公示等)

2 内閣総理大臣は、前条の規定による認定の申請をした者について第十三条第五項第三号、第四号又は第六号ハに該当する疑いがあると認めるとときは、警察庁長官の意見を聞くものとする。

第十六条 内閣総理大臣は、第十三条第一項の認定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、当該適格消費者団体の名称及び住所、差止

請求関係業務を行う事務所の所在地並びに当該認定をした日を公示するとともに、当該適格消費者団体に対し、その旨を書面により通知するものとする。

2 適格消費者団体は、内閣府令で定めるところにより、適格消費者団体である旨を、差止請求関係業務を行う事務所において見やすいように掲示しなければならない。

3 適格消費者団体でない者は、その名称中に適格消費者団体であると誤認されるおそれのある文字を用い、又はその業務に関し、適格消費者団体であると誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

(認定の有効期間等)

第十七条 第十三条第一項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して三年とする。

2 前項の有効期間の満了後引き続き差止請求関係業務を行おうとする適格消費者団体は、その有効期間の更新を受けなければならない。

3 前項の有効期間の更新を受けようとする適格消費者団体は、第一項の有効期間の満了日の九十日前から六十日前までの間(以下この項において「更新申請期間」という)に、内閣総理大臣に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

4 前項の申請があつた場合において、第一項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、第二項の有効期間の更新がされたときは、その認定の有効期間は、從前の認定の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

6 第十三条(第一項及び第五項第二号を除く。)、第十四条、第十五条及び前条第一項の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第十四条第二項各号に掲げる書類については、既に内閣総理大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができます。

(変更の届出)

第十八条 適格消費者団体は、第十四条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項各号(第二号及び第十一号を除く。)に掲げる書類に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、その変更が内閣府令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

(合併の届出及び認可等)

第十九条 適格消費者団体である法人が他の適格消費者団体である法人と合併をしたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継する。

2 前項の規定により合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

でない法人と合併をした場合には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、その合併について内閣総理大臣の認可がされたときに限り、合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継する。

4 前項の認可を受けようとする適格消費者団体は、その合併がその効力を生ずる日の九十日前から六十日前までの間(以下この項において「認可申請期間」という。)に、内閣総理大臣に認可の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により認可申請期間中にその申請をすることができないときは、この限りでない。

5 前項の申請があつた場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされないときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、その処分がされるまでの間は、合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継しているものとみなす。

6 第十三条(第一項を除く。)、第十四条、第十五回及び第十六条第一項の規定は、第三項の認可について準用する。

7 適格消費者団体である法人は、適格消費者団体でない法人と合併をする場合において、第四項の申請をしないときは、その合併がその効力を生ずる日までに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

8 内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による適格消費者団体としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(事業の譲渡の届出及び認可等)

第二十条 適格消費者団体である法人が他の適格消費者団体に対する事業の全部の譲渡をしたときは、その譲渡を受けた法人は、その譲渡をした法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継する。

2 前項の規定によりその譲渡をした法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 適格消費者団体である法人が適格消費者団体でない法人に対し差止請求関係業務に係る事業の全部の譲渡をした場合には、その譲渡を受けた法人は、その譲渡について内閣総理大臣の認可がされたときに限り、その譲渡をした法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継する。

4 前項の認可を受けようとする適格消費者団体は、その譲渡の日の九十日前から六十日前までの間(以下この項において「認可申請期間」といふ。)に、内閣総理大臣に認可の申請をしなければならない。

5 前項の申請があつた場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされないときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、その処分がさ

れるまでの間は、合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継しているものとみなす。

6 第十三条(第一項を除く。)、第十四条、第十五回及び第十六条第一項の規定は、第三項の認可について準用する。

二 適格消費者団体である法人が適格消費者団体でない法人と合併をした場合において、その合併が第十九条第三項の認可を経ずにその効力を生じたとき(同条第五項に規定する場合にあっては、その合併の不認可処分がされたとき)。

三 適格消費者団体である法人が適格消費者団体でない法人に対し差止請求関係業務に係る事業の全部の譲渡をした場合において、その譲渡が第二十条第三項の認可を経ずにされたとき(同条第五項に規定する場合にあっては、その譲渡の不認可処分がされたとき)。

四 適格消費者団体が前条第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 第二十二条 適格消費者団体が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

6 第二十三条 適格消費者団体は、不特定かつ多数の消費者の利益のために、差止請求権を適切に行使しなければならない。

7 適格消費者団体は、差止請求権を濫用してはならない。

8 第二十四条 差止請求権の行使等

官 報 (号 外)

6 第十三条(第一項を除く。)、第十四条、第十五回及び第十六条第一項の規定は、第三項の認可について準用する。

7 適格消費者団体である法人は、適格消費者団体でない法人と合併をする場合において、第四項の申請をしないときは、その合併がその効力を生ずる日までに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

8 内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による適格消費者団体としての地位を承継しているものとみなす。

5 前項の申請があつた場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請をすることができるないときは、この限りでない。

6 第十三条(第一項を除く。)、第十四条、第十五回及び第十六条第一項の規定は、第三項の認可について準用する。

7 適格消費者団体である法人は、適格消費者団体でない法人と合併をする場合において、第四項の申請をしないときは、その合併がその効力を生ずる日までに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

8 内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による適格消費者団体としての地位を承継しているものとみなす。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

3 適格消費者団体は、事業の性質に応じて他の適格消費者団体と共同して差止請求権を行使するほか、差止請求関係業務について相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

4 適格消費者団体は、次に掲げる場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を他の適格消費者団体に通知するとともに、その旨及びその内容その他内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に報告しなければならない。

この場合において、当該適格消費者団体が、当該通知及び報告に代えて、すべての適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて内閣府令で定めるものを講じたときは、当該通知及び報告をしたものとみなす。

又は仲裁手続を含む。)又は差止請求に係る仮処分命令に関する手続が終了したとき。

九 差止請求に係る裁判外の和解が成立したと

きその他差止請求に関する事業者等との間の協議が調つたとき、又はこれが調わなかつたとき。

差止請求に関する、請求の放棄、和解、上訴

る行為である。それにより確定判決及びこれと同一の効力を有するものが存することと

なるものをしようとするとき。

— その他差止請求に関し内閣府令で定める手続に係る行為がされたとき。

内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受

いたときは、すべての適格消費者団体及び内閣

閲覧することができる状態に置く措置その他の

内閣府令で定める方法により、他の適格消費者

て定める事項を伝達するものとする。

適格消費者団体について、第十二条第五項第

二号本文の確定半決等で強制執行をすることができるものが存する場合には、当該適格消費者

當体は、当該確定判決等に係る差止請求権を放

消費者の被害に関する情報の取扱い)

二十四条 適格消費者団体は、差止請求権の行

及(差止請求権不存在等確認請求に係る訴訟を含む)。第二十八条において同じ。)に關し、消費

古から収集した消費者の被害に関する情報をそ

相手方その他の第三者が当該被害に係る消費

消費者契約法の一部を改正する法律案及び同

平成十八年四月二十八日 衆議院会議録第二十七号 消費者契約法の一部を改正する法律案及び同報告書

一

5 適格消費者団体は、第一項各号に規定する財産上の利益を受けたときは、これに相当する金額を積み立て、これを差止請求関係業務に要する費用に充てなければならない。

6 適格消費者団体は、その定款又は寄附行為において、差止請求関係業務を廃止し、又は第十

三条第一項の認定の失効(差止請求関係業務の廃止によるものを除く)若しくは取消しにより差止請求関係業務を終了した場合において、積立金(前項の規定により積み立てられた金額をいう。)に残余があるときは、その残余に相当する金額を、他の適格消費者団体(第三十五条の規定により差止請求権を承継した適格消費者団体がある場合にあっては、当該適格消費者団体に、これがないときは第十三条第三項第二号に掲げる要件に適合する消費者団体であつて内閣総理大臣が指定するもの又は国に帰属させる旨を定めておかなければならぬ。

(業務の範囲及び区分経理)
第二十九条 適格消費者団体は、その行う差止請求関係業務に支障がない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、差止請求関係業務以外の業務を行うことができる。

2 適格消費者団体は、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。
一 差止請求関係業務

二 不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動に係る業務(前号に掲げる業務を除く。)

三 前二号に掲げる業務以外の業務

第三款 監督

(帳簿書類の作成及び保存)

第三十条 適格消費者団体は、内閣府令で定めるところにより、その業務及び経理に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならぬ。

第三十一条 適格消費者団体は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書(これらの作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいふ。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。)を作成しなければならない。

第三十二条 適格消費者団体の事務所には、内閣府令で定める事項を記載した書類

第三十三条 適格消費者団体は、毎事業年度終了後三月以内に、その業務の種類及び概要を記載した書類

第三十四条 適格消費者団体は、内閣府令で定める事項を記載した書類

第三十五条 適格消費者団体は、内閣府令で定める事項を記載した書類

第三十六条 適格消費者団体は、内閣府令で定める事項を記載した書類

第三十七条 適格消費者団体は、内閣府令で定める事項を記載した書類

第三十八条 適格消費者団体は、内閣府令で定める事項を記載した書類

第三十九条 適格消費者団体は、内閣府令で定める事項を記載した書類

第四十条 適格消費者団体は、内閣府令で定める事項を記載した書類

第四十一条 適格消費者団体は、内閣府令で定める事項を記載した書類

第四十二条 適格消費者団体は、内閣府令で定める事項を記載した書類

第四十三条 適格消費者団体は、内閣府令で定める事項を記載した書類

第四十四条 適格消費者団体は、内閣府令で定める事項を記載した書類

第四十五条 適格消費者団体は、内閣府令で定める事項を記載した書類

う調査を受けなければならない。

の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
三 前項各号に掲げる書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

五 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

六 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

七 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

八 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

九 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

十 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

十一 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

十二 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

十三 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

十四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

十五 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

十六 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

十七 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

十八 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

十九 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

二十 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

二十一 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

二十二 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

二十三 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

二十四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

二十五 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

二十六 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

二十七 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

二十八 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

二十九 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

三十 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

三十一 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

三十二 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

三十三 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

三十四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

3

第一項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(適合命令及び改善命令)

第三十三条 内閣総理大臣は、適格消費者団体が、第十三条第三項第二号から第七号までに掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該適格消費者団体に対し、これらを要件に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、前項に定めるもののほか、適格消費者団体が第十三条第五項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至つたと認めるととき、適格消費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員が差止請求関係業務の遂行に関する法律の規定に違反したと認めるとき、その他適格消費者団体の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該適格消費者団体に対し、人的体制の改善、違反の停止、業務規程の変更その他の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(認定の取消し等)

第三十四条 内閣総理大臣は、適格消費者団体について、次のいずれかに掲げる事由があるときは、第十三条第一項の認定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により第十三条第一

項の認定、第十七条第二項の有効期間の更新又は第十九条第三項若しくは第二十条第三項の認可を受けたとき。

二 第十三条第三項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたとき。

三 第十三条第五項各号(第一号を除く。)のいずれかに該当するに至つたとき。

四 第十二条第五項第一号本文の確定判決等に係る訴訟等の手続に關し、当該訴訟等の当事者である適格消費者団体が、事業者等と通謀して請求の放棄又は不特定かつ多数の消費者の利益を害する内容の和解をしたとき、その他不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反する訴訟等の追行を行つたと認められるとき、適格消費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員が差止請求関係業務の遂行に関する法律の規定に違反したと認めるとき、その他適格消費者団体の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該適格消費者団体に対し、人的体制の改善、違反の停止、業務規程の変更その他の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

五 第十二条第五項第二号本文の確定判決等に係る強制執行に必要な手続に關し、当該確定判決等に係る訴訟等の当事者である適格消費者団体がその手続を怠つたことが不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反するものと認めたとき。

六 前各号に掲げるもののほか、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれら

に違反して同項の通知又は報告をしないで、差止請求に關し、同項第十号に規定する行為をしたときは、内閣総理大臣は、当該適格消費者団体について前項第四号に掲げる事由があるものとみなすことができる。

(差止請求権の承継に係る指定等)

3 第十二条第五項第二号本文に掲げる場合であつて、当該他の適格消費者団体に係る第十三条第一項の認定が、第二十二条各号に掲げる事由により既に失効し、又は第一項各号に掲げる事由(当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関する同項第四号に掲げる事由を除く。)により既に取り消されている場合には、内閣総理大臣は、当該他の適格消費者団体につき当該確定判決等に係る訴訟等の手続に關し同項第四号に掲げる事由があつたと認められるとき(前項の規定により同号に掲げる事由があるものとみなすことができる場合を含む。)は、当該他の適格消費者団体であつた法人について、その旨の認定をすることができる。

4 前項に規定する場合における当該他の適格消費者団体であつた法人は、清算が結了した後ににおいても、同項の規定の適用については、なお存続するものとみなす。

5 内閣総理大臣は、第一項各号に掲げる事由により第十三条第一項の認定を取り消し、又は第三項の規定により第一項第四号に掲げる事由があつた旨の認定をしたときは、内閣府令で定め

定をした日を公示するとともに、当該適格消費者団体又は当該他の適格消費者団体であつた法人に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(第三十五条 適格消費者団体について、第十二条第五項第二号本文の確定判決等で強制執行をすることができるものが存する場合において、第十三条第一項の認定が、第二十二条各号に掲げる事由により既に失効し、若しくは前条第一項各号に掲げる事由により既に失効し、若しくは既に取り消されているときは、内閣総理大臣は、当該適格消費者団体の有する当該差止請求権を承継すべき適格消費者団体として他の適格消費者団体を指定するものとする。

2 前項の規定による指定がされたときは、同項の差止請求権は、その指定の時において(その認定の失効又は取消しの後にその指定がされた場合にあつては、その認定の失効又は取消しの時にさかのぼつて)その指定を受けた適格消費者団体が承継する。

3 前項の場合において、同項の規定により当該差止請求権を承継した適格消費者団体が当該差止請求権に基づく差止請求をするときは、第十二条第五項第二号本文の規定は、当該差止請求について適用しない。

4 内閣総理大臣は、次のいずれかに掲げる事由

必要な限度において、当該適格消費者団体に対し、消費生活に関する情報で内閣府令で定めるものを提供することができる。

2 前項の規定により情報の提供を受けた適格消費者団体は、当該情報を当該差止請求権の適切な行使の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

第三節 訴訟手続等の特例

(書面による事前の請求)

第四十一条 適格消費者団体は、差止請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき事業者等に対し、あらかじめ、請求の要旨及び紛争の要点その他の内閣府令で定める事項を記載した書面により差止請求をし、かつ、その到達した時から一週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該事業者等がその差止請求を拒んだときは、この限りでない。

2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

3 前二項の規定は、差止請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

(訴訟の目的的の価額)

第四十二条 差止請求に係る訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。

(管轄)

第四十三条 差止請求に係る訴訟については、民

事訴訟法第五条(第五号に係る部分を除く。)の規定は、適用しない。

(移送)

第四十四条 裁判所は、差止請求に係る訴えが提起された場合であつて、他の裁判所に同一又は同種の行為の差止請求に係る訴訟が係属している場合には、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の場合においては、当事者の住所又は所在地、

共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該訴えに係る訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は他の管轄裁判所に移送することができることにより、当該差止請求に係る訴訟が係属する裁判所(以下この条において「受訴裁判所」という。)に対し、その旨及びその判断に要すると認められる期間を通知するものとする。

(弁論等の併合)

第四十五条 請求の内容及び相手方である事業者等が同一である差止請求に係る訴訟が同一の第一審裁判所又は控訴裁判所に数個同時に係属す

るときは、その弁論及び裁判は、併合してしなければならない。ただし、審理の状況その他の事情を考慮して、他の差止請求に係る訴訟と弁論及び裁判を併合してすることが著しく不相当であると認めるときは、この限りでない。

2 前項本文に規定する場合には、当事者は、そ

(訴訟の目的的の価額)

第四十六条 内閣総理大臣は、現に係属する差止請求に係る訴訟につき既に他の適格消費者団体を当事者とする第十二条第五項第二号本文の確

定判決等が存する場合において、当該他の適格消費者団体につき当該確定判決等に係る訴訟等の手続に關し第三十四条第一項第四号に掲げる事由があると疑うに足りる相当な理由がある場合(同条第二項の規定により同号に掲げる事由があるものとみなすことができる場合を含む。)

であつて、同条第一項の規定による第十三条第一項の認定の取消し又は第三十四条第三項の規定による認定(次項において「認定の取消し等」という。)をするかどうかの判断をするため相当の期間を要すると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該差止請求に係る訴訟が係属する裁判所(以下この条において「受訴裁判所」という。)に対し、その旨及びその判断に要すると認められる期間を通知するものとする。

第四十九条 適格消費者団体の役員、職員又は専門委員が、適格消費者団体の差止請求に係る相手方から、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、当該適格消費者団体においてその差止請求権の行使をしないこと若しくはしなかつたこと、その差止請求権の放棄をすること若しくはしたこと、事業者等との間でその差止請求に係る和解をすること若しくはしたこと又はその差止請求に係る訴訟その他の手続を他の事由により終了させること若しくは終了させたことの報酬として、金銭その他の財産上の利益を受け、又は第三者(当該適格消費者団体を含む。)に受けさせたときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の利益を供与した者も、同項と同様とする。

3 第二項の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

を行ふ場合において、同項又は同条第二項の規定により債務者が債権者に支払うべき金銭の額を定めるに當たつては、執行裁判所は、債務不履行により不特定かつ多数の消費者が受けるべき不利益を特に考慮しなければならない。

第四章 雜則

本則に次の二章を加える。

第五章 罰則

七十二条第一項に規定する方法により強制執行

4 第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

5 第二項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。

第五十条 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 偽りその他不正の手段により第十三条第一項の認定、第十七条第二項の有効期間の更新又は第十九条第三項若しくは第二十条第三項の認可を受けた者

二 第二十一条の規定に違反して、差止請求関係業務に関して知り得た秘密を漏らした者第五十一条次のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第一項(第十七条第六項、第十九条第六項及び第二十条第六項において準用する場合を含む。)の申請書又は第十四条第二項各号(第十七条第六項、第十九条第六項及び第二十条第六項において準用する場合を含む。)に掲げる書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第十六条第三項の規定に違反して、適格消費者団体であると誤認されるおそれのある文字をその名称中に用い、又はその業務に関し、適格消費者団体であると誤認されるおそれのある表示をした者

三 第三十条の規定に違反して、帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をした者

四 第三十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対しても

第五十二条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被辯護とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五十三条 次のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第十六条第二項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

二 第十八条、第十九条第二項若しくは第七项、第二十条第二項若しくは第七項又は第二十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十三条第四項前段の規定による通知若しくは報告をせず、又は虚偽の通知若しくは報告をした者

四 第二十四条の規定に違反して、消費者の被害に関する情報を利用した者

五 第二十六条の規定に違反して、同条の請求を拒んだ者

六 第三十一条第一項の規定に違反して、財務諸表等を作成せず、又はこれに記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をした者

七 第三十一条第二項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による調査において説明をせず、若しくは虚偽の説明をした者

八 第三十一条第三項の規定に違反して、書類を備え置かなかつた者

九 第三十二条第五項の規定に違反して、正当な理由がないのに同条第四項各号に掲げる請求を拒んだ者

十 第三十二条第六項の規定に違反して、書類を提出せず、又は書類に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者

十一 第四十一条第二項の規定に違反して、情報を同項に定める目的以外の目的のために利用し、又は提供した者

十二 第四十二条第一項の規定による通知若しくは報告をせず、又は虚偽の通知若しくは報告をした者

十三 第二十三条第四項後段の規定による通知若しくは報告をせず、又は虚偽の通知若しくは報告をした者

2 政府は、消費者の被害の状況、消費者の利益の擁護を図るための諸施策の実施の状況その他社会経済情勢の変化を勘案しつつ、この法律による改正後の消費者契約法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(検討)

一 政府は、消費者の被害の状況、消費者の利益の擁護を図るための諸施策の実施の状況その他社会経済情勢の変化を勘案しつつ、この法律による改正後の消費者契約法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

一 議案の目的及び要旨
本案は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、事業者等の一定の行為による消费者的被害の発生又は拡大を防止するため、適格消費者団体が事業者等に対しその差止めを整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

二 消費者契約法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、事業者等の一定の行為による消费者的被害の発生又は拡大を防止するため、適格消費者団体が事業者等に対しその差止めを請求することができるること

1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

附 則

(施行期日)

二 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

官 報 (号 外)

<p>するとともに、適格消費者団体の内閣総理大臣による認定等の制度及び差止請求に係る訴訟手続等について所要の規定を整備しようとするもので、その主要内容は次のとおりである。</p> <p>1 この法律の目的に、消費者の被害の発生又は拡大を防止するため適格消費者団体が事業者等に対し差止請求をすることができるとしてすることを加えること。</p> <p>2 この法律において「適格消費者団体」とは、不特定かつ多数の消費者の利益のためにこの法律の規定による差止請求権を行使するのに必要な適格性を有する法人である消費者団体ものとすること。</p> <p>3 差止請求権</p> <p>(一) 適格消費者団体は、事業者、受託者等又は事業者の代理人若しくは受託者等の代理人(以下「事業者等」と総称する。)が、消費者契約の締結について勧誘をするに際し、不特定かつ多数の消費者に対し差止請求権を有するに際し、当該行為の停止若しくは予防が必要な措置をとることを請求することができるものとすること。</p> <p>(二) 適格消費者団体は、事業者又はその代理人が、消費者契約を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で消費者契約法に定める不当な勧誘行為を行なうおそれがあるときは、その事業者等に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防が必要な措置をとること。</p> <p>(三) 適格消費者団体は、事業者又はその代理人が、消費者契約を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で消費者契約法の一部を改正する法律案及び同報告書</p>
<p>に定める不当契約条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その事業者又はその代理人に対し、当該行為の停止又は予防にしきは予防又は当該行為の停止又は予防に必要な措置をとることを請求すること。</p> <p>(三) 差止請求をすることができない場合等所要の規定を整備すること。</p> <p>4 適格消費者団体の認定、差止請求関係業務、適格消費者団体に対する監督その他の規定を整備すること。</p> <p>5 書面による事前の請求、訴訟的目的の旨額、管轄、移送、弁論等の併合その他訴訟手続等の特例についての規定を整備すること。</p> <p>6 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行すること。</p> <p>二 議案の修正議決理由</p> <p>本案は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、事業者等の一定の行為による消費者の被害の発生又は拡大を防止するため、適格消費者団体が事業者等に対し、その差止めを請求することができるることとするとともに、適格消費者団体の内閣総理大臣による認定等の制度及び差止請求に係る訴訟手続等について所要の規定を整備しようとするものであるが、差止請求に係る訴えは、事業者等の不当な行為があつた地を管轄する裁判所に</p>
<p>も提起することができるものとする旨の修正を行ふ必要があるものと認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。</p> <p>なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議をし、当該行為の停止又は予防に必要な措置をとることを請求すること。</p> <p>平成十八年四月二十八日</p> <p style="text-align: right;">内閣委員長 佐藤 剛男 衆議院議長 河野 洋平殿 〔別紙〕 (小字は修正)</p> <p>第三章 差止請求</p> <p>第一節 差止請求権</p> <p>第十二条 適格消費者団体は、事業者、受託者等又は事業者の代理人若しくは受託者等の代理人(以下「事業者等」と総称する。)が、消費者契約の締結について勧誘をするに際し、不特定かつ多数の消費者に対し差止請求権を有するに際し、当該行為の停止若しくは予防が必要な措置をとることを請求することができる。</p> <p>二 事業者の代理人又は受託者等に対する委託(二)以上の段階にわたる委託を含む。)をした事業者又は他の受託者等</p> <p>3 適格消費者団体は、事業者又はその代理人が、消費者契約を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で第八条から第十条までに規定する行為(同条第二項に規定する行為にあつては、同項ただし書の場合に該当するものを除く。次項において同じ。)を現に行い又は行うおそれがあるときは、その事業者等に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防が必要な措置をとることを請求することができる。</p> <p>4 適格消費者団体は、事業者又はその代理人が、消費者契約を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で第八条から第十条までに規定する消費者契約の条項(第八条第一項第五号に掲げる消費者契約の条項にあつては、同条第二項各号に掲げる場合に該当するものを除く。次項において同じ。)を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その事業者又はその代理人に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防が必要な措置をとることを請求することができる。ただし、民法及び商法以外の他の法律の規定によれば当該行為を理由として当該消費者契約を取り消すことができないときは、この限りでない。</p> <p>2 適格消費者団体は、次の各号に掲げる者が、消費者契約の締結について勧誘をするに際し、不特定かつ多数の消費者に対し、当該行為の停止又は予防に必要な措置をとることを請求することができる。</p> <p>3 適格消費者団体は、次の各号に掲げる者が、消費者契約の締結について勧誘をするに際し、不特定かつ多数の消費者に対し、当該行為の停止又は予防に必要な措置をとることを請求することができる。</p>

とることを請求することができる。ただし、民法及び商法以外の他の法律の規定によれば当該消費者契約の条項が無効とされないときは、この限りでない。

4 適格消費者団体は、事業者の代理人が、消費者契約を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で第八条から第十条までに規定する消費者契約の条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該代理人を自己の代理人とする事業者又は他の代理人に対し、当該代理人に対する是正の指示又は教唆の停止その他の当該行為の停止又は予防に必要な措置をとることを請求することができる。(この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。)

5 前各項の規定による請求(以下「差止請求」という。)は、次に掲げる場合には、することができない。

- 一 当該適格消費者団体若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該事業者等に損害を加えることを目的とする場合
- 二 他の適格消費者団体を当事者とする差止請求に係る訴訟等(訴訟並びに和解の申立てに係る手続、調停及び仲裁をいう。以下同じ。)につき既に確定判決等(確定判決及びこれと同一の効力を有するものをいい、次のイからハまでに掲げるものを除く。以下同じ。)が存する場合において、請求の内容及び相手方で

ある事業者等が同一である場合。ただし、当該他の適格消費者団体について、当該確定判決等に係る訴訟等の手続に關し、次条第一項の認定が第三十四条第一項第四号に掲げる事由により取り消され、又は同条第二項の規定により同条第一項第四号に掲げる事由があつた旨の認定がされたときは、この限りでない。

イ 訴えを却下した確定判決
ロ 前号に掲げる場合に該当することのみを理由として差止請求を棄却した確定判決及び仲裁判断

ハ 差止請求をする権利(以下「差止請求権」という。)の不存在又は差止請求権に係る債務の不存在の確認の請求(第二十四条において「差止請求権不存在等確認請求」といって「差止請求権不存在等確認請求」という。)を棄却した確定判決及びこれと同一の効力を有するもの

6 前項第二号本文の規定は、当該確定判決に係る訴訟の口頭弁論の終結後又は当該確定判決と同一の効力を有するものの成立後に生じた事由に基づいて同号本文に掲げる場合の当該差止請求をすることを妨げない。

第二節 適格消費者団体

第一款 適格消費者団体の認定等

第十三条 差止請求関係業務(不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業

るものであること。

イ 差止請求関係業務の執行を決定する機関として理事をもつて構成する理事会が置かれており、かつ、定款又は寄附行為で定められたその決定の方法が次に掲げる要件に適合していること。

(1) 当該理事会の決議が理事の過半数又はこれを上回る割合以上の多数決により行われるものとされていること。

(2) 第四十二条第一項の規定による差止請求、差止請求に係る訴えの提起その他の差止請求関係業務の執行に係る重要な事項の決定が理事その他の者に委任されていないこと。

ロ 理事の構成が次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものでないこと。この場合において、第二号に掲げる要件に適合する者は、次の(1)又は(2)に規定する事業者に該当しないものとみなす。

(1) 理事の数のうちに占める特定の事業者(当該事業者との間に発行済株式の総数の二分の一以上の株式の数を保有する關係その他の内閣府令で定める特別の關係のある者を含む。)の関係者(当該事業者及びその役員又は職員である者その他の内閣府令で定める者をいう。)において同じ。の数の割合が三分の一を超えてい

務並びに当該業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集並びに消費者の被害の防止及び救済に資する差止請求権の行使の結果に関する情報の提供に係る業務をいう。以下同じ。)を行おうとする者は、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする者は、内閣総理大臣に認定の申請をしなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の申請をした者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときに限り、第一項の認定をすることができる。

一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は民法第三十四条に規定する法人であること。

二 消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる目的として適正に行つていると認められること。

三 差止請求関係業務の実施に係る組織、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に關して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他差止請求関係業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が適切に整備されていること。

四 その理事に關し、次に掲げる要件に適合すること。

(2) 理事の数のうちに占める同一の業種
(内閣府令で定める事業の区分をいう。)に属する事業を行う事業者の関係者の数の割合が二分の一を超えていること。

五 差止請求の要否及びその内容についての検討を行ふ部門において次のイ及びロに掲げる者(以下「専門委員」と総称する。)が共にその専門的な知識経験に基づいて必要な助言を行ひ又は意見を述べる体制が整備されていることその他差止請求関係業務を遂行するための人的体制に照らして、差止請求関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験を有すると認められること。

イ 消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談(第四十条第一項において「消費生活相談」という。)その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める条件に適合する者

ロ 弁護士、司法書士その他の法律に関する専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める条件に適合する者

六 差止請求関係業務を適正に遂行するに足りる経理的基礎を有すること。

七 差止請求関係業務以外の業務を行う場合は、その業務を行うことによって差止請求關係業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

4 前項第三号の業務規程には、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に関する方法その他の内閣府令で定める事項が定められないなければならない。この場合において、業務規程に定める差止請求関係業務の実施の方法には、同項第五号の検討を行ふ部門における専門委員からの助言又は意見の聴取に関する措置及び役員、職員又は専門委員が差止請求に係る相手方である事業者等と特別の利害関係を有する場合の措置その他業務の公正な実施の確保に関する措置が含まれていなければならぬ。

5 次のいずれかに該当する者は、第一項の認定を受けることができない。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律による法律その他の消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基つく命令の規定又はこれらの規定に基づく处分に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない法人

六 役員のうちに次のいずれかに該当する者である法人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律その他の消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基つく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく处分に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

二 第三十四条第一項各号に掲げる事由により第一項の認定を取り消され、又は同条第三項の規定により同条第一項第四号に掲げる事由があつた旨の認定がされた場合において、その取消し又は認定の日前から三年を経過しない法人

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(次号及び第六号ハにおいて「暴力団員等」という。)がその業務活動を支配する法人

四 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある法人

五 政治団体(政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第三条第一項に規定する政治団体をいう。)

六 役員のうちに次のいずれかに該当する者である事項

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 差止請求関係業務を行おうとする事務所の所在地

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又は寄附行為

二 不特定かつ多数の消費者の利益の擁護をするための活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていることを証する書類

三 差止請求関係業務に関する業務計画書

四 差止請求関係業務を適正に遂行するための体制が整備されていることを証する書類

五 業務規程

六 役員、職員及び専門委員に関する次に掲げる書類

イ 氏名、役職及び職業を記載した書類

ロ 住所、略歴その他内閣府令で定める事項を記載した書類

七 前条第三項第一号の法人の社員について、その数及び個人又は法人その他の団体の別

4 前項第三号の業務規程には、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に関する方法その他の内閣府令で定める事項が定められないなければならない。この場合において、業務規程に定める差止請求関係業務の実施の方法には、同項第五号の検討を行ふ部門における専門委員からの助言又は意見の聴取に関する措置及び役員、職員又は専門委員が差止請求に係る相手方である事業者等と特別の利害関係を有する場合の措置その他業務の公正な実施の確保に関する措置が含まれていなければならぬ。

5 次のいずれかに該当する者は、第一項の認定を受けることができない。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律その他の消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基つく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく处分に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

六 役員のうちに次のいずれかに該当する者である法人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律その他の消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基つく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく处分に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

7 前条第三項第一号の法人の社員について、その数及び個人又は法人その他の団体の別

(社員が法人その他の団体である場合にあっては、その構成員の数を含む)を記載した書類

八 最近の事業年度における財産目録、貸借対照表、収支計算書その他の経理的基礎を有することを証する書類

九 前条第五項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

十 差止請求関係業務以外の業務を行う場合に

十一 その他内閣府令で定める書類

（認定の申請に関する公告及び縦覧等）

第十五条 内閣総理大臣は、前条の規定による認定の申請があつた場合には、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨並びに同条第一項第一号及び第二号に掲げる事項を公告するとともに、同条第二項各号（第六号ロ、第九号及び第十一号を除く。）に掲げる書類を、公告の日から二週間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前条の規定による認定の申請をした者について第十三条第五項第三号、第四号又は第六号ハに該当する疑いがあると認めるとときは、警察庁長官の意見を聴くものとする。（認定の公示等）

第十六条 内閣総理大臣は、第十三条第一項の認定をしたときは、内閣府令で定めるところによ

り、当該適格消費者団体の名称及び住所、差止請求関係業務を行う事務所の所在地並びに当該

認定をした日を公示するとともに、当該適格消費者団体に対し、その旨を書面により通知するものとする。

2 適格消費者団体は、内閣府令で定めるところにより、適格消費者団体である旨を、差止請求

関係業務を行う事務所において見やすいように掲示しなければならない。

3 適格消費者団体でない者は、その名称中に適格消費者団体であると誤認されるおそれのある

文字を用い、又はその業務に関し、適格消費者団体であると誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

4 第十三条（第一項及び第五項第二号を除く。）、第十四条、第十五条及び前条第一項の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第十四条第二項各号に掲げる書類については、既に内閣総理大臣に提出されている當該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

5 前項の場合において、第二項の有効期間の更新されたときは、その認定の有効期間は、從前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

6 第十三条（第一項及び第五項第二号を除く。）、第十四条、第十五条及び前条第一項の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第十四条第二項各号に掲げる書類については、既に内閣総理大臣に提出されている當該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

7 第十七条 第十三条第一項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して三年とする。

8 第十八条 適格消費者団体は、第十四条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項各号（第一号及び第十一号を除く。）に掲げる書類に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

9 前項の有効期間の満了後引き続き差止請求関係業務を行おうとする適格消費者団体は、その有効期間の更新を受けなければならない。

10 前項の有効期間の満了後引き続き差止請求

関係業務を行おうとする適格消費者団体は、その有効期間の更新を受けなければならない。

11 前項の有効期間の満了後引き続き差止請求

関係業務を行おうとする適格消費者団体は、その有効期間の更新を受けなければならない。

12 前項の有効期間の満了後引き続き差止請求

関係業務を行おうとする適格消費者団体は、その有効期間の更新を受けなければならない。

4 前項の申請があつた場合において、第一項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

2 前項の規定により合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 適格消費者団体である法人が適格消費者団体でない法人と合併をした場合には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、その地位を承継する。

4 前項の規定により合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 前項の規定により合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

6 前項の規定により合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

7 前項の規定により合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

8 前項の規定により合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

9 前項の規定により合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

10 前項の規定により合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

11 前項の規定により合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

12 前項の規定により合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

13 前項の規定により合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

14 前項の規定により合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

15 前項の規定により合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

16 前項の規定により合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

17 前項の規定により合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

18 前項の規定により合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第十九条 適格消費者団体である法人が他の適格消費者団体である法人と合併をしたときは、合

外(号)

の法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継しているものとみなす。

6 第十三条(第一項を除く。)、第十四条、第十五回及び第十六条第一項の規定は、第三項の認可について準用する。

7 適格消費者団体である法人は、適格消費者団体でない法人と合併をする場合において、第四項の申請をしないときは、その合併がその効力を生ずる日までに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

8 内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(事業の譲渡の届出及び認可等)

第二十条 適格消費者団体である法人が他の適格消費者団体である法人に対し差止請求関係業務に係る事業の全部の譲渡をしたときは、その譲渡を受けた法人は、その譲渡をした法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継する。

2 前項の規定によりその譲渡をした法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 適格消費者団体である法人が適格消費者団体でない法人に対し差止請求関係業務に係る事業の全部の譲渡をする場合において、第四項の申請をしないときは、その譲渡の日までに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

可がされたときに限り、その譲渡をした法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継する。

4 前項の認可を受けようとする適格消費者団体は、その譲渡の日の九十日前から六十日前までの間(以下この項において「認可申請期間」といいう。)に、内閣総理大臣に認可の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により認可申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

5 前項の申請があつた場合において、その譲渡の日までにその申請に対する処分がされないとときは、その譲渡を受けた法人は、その処分がされるまでの間は、その譲渡をした法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継しているものとみなす。

6 第十三条(第一項を除く。)、第十四条、第十五回及び第十六条第一項の規定は、第三項の認可について準用する。

7 適格消費者団体である法人は、適格消費者団体でない法人に対し差止請求関係業務に係る事業の全部の譲渡をする場合において、第四項の申請をしないときは、その譲渡の日までに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(解散の届出等)

第二十一条 適格消費者団体が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 破産手続開始の決定により解散した場合

二 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 清算人

三 差止請求関係業務を廃止した場合 法人の代表者

四 適格消費者団体が前条第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、その譲渡の不認可処分がされたとき。

第五回(同条第五項に規定する場合にあっては、その譲渡が第三十条第三項の認可を経ずにされたとき)

6 第十三条(第一項を除く。)、第十四条、第十五回及び第十六条第一項の規定は、第三項の認定は、その効力を失う。

一 第十三条第一項の認定の有効期間が経過したとき(第十七条第四項に規定する場合にあつては、更新拒否処分がされたとき)。

2 適格消費者団体は、差止請求権を濫用してはならない。

3 適格消費者団体は、事案の性質に応じて他の適格消費者団体と共同して差止請求権を行使するほか、差止請求関係業務について相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

4 適格消費者団体は、次に掲げる場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を他の適格消費者団体に通知するとともに、その旨及びその内容その他内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に報告しなければならない。

この場合において、当該適格消費者団体が、当該通知及び報告に代えて、すべての適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法(電子情報

平成十八年四月二十八日 衆議院会議録第二十七号 消費者契約法の一部を改正する法律案及び同報告書

三二一

処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。(以下同じ。)を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて内閣府令で定めるものを講じたときは、当該通知及び報告をしたもののみなす。

一 第四十一条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による差止請求をしたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、裁判外において事業者等に対し差止請求をしたとき。

三 差止請求に係る訴えの提起(和解の申立て、調停の申立て又は仲裁合意を含む。)又は仮処分命令の申立てがあつたとき。

四 差止請求に係る判決の言渡し、調停の成立、調停に代わる決定の告知又は仲裁判断を含む。)又は差止請求に係る仮処分命令の申立てについての決定の告知があつたとき。

五 前号の判決に対する上訴の提起(調停に代わる決定に対する異議の申立て又は仲裁判断の取消しの申立てを含む。)又は同号の決定に対する不服の申立てがあつたとき。

六 第四号の判決(調停に代わる決定又は仲裁判断を含む。)又は同号の決定が確定したとき。

七 差止請求に係る裁判上の和解が成立したとき。

八 前二号に掲げる場合のほか、差止請求に係る訴訟(和解の申立てに係る手続、調停手続を除き、その差止請求に係る相手方から、その

又は仲裁手続を含む。)又は差止請求に係る仮処分命令に関する手続が終了したとき。

九 差止請求に係る裁判外の和解が成立したときその他差止請求に関する事業者等との間の協議が調つたとき、又はこれが調わなかつたとき。

十 差止請求に係り、請求の放棄、和解、上訴の取下げその他の内閣府令で定める手続に係る行為であつて、それにより確定判決及びこれと同一の効力を有するものが存することとなるものをしようとするとき。

十一 その他差止請求に関し内閣府令で定める手続に係る行為がされたとき。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、すべての適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置その他の内閣府令で定める方法により、他の適格消費者団体に当該報告の日時及び概要その他内閣府令で定める事項を伝達するものとする。

6 適格消費者団体について、第十二条第五項第二号本文の確定判決等で強制執行をすることができるものが存する場合には、当該適格消費者団体は、当該確定判決等に係る差止請求権を放棄することができない。

(消費者の被害に関する情報の取扱い)

第二十四条 適格消費者団体は、差止請求権の行使(差止請求権不存在等確認請求に係る訴訟を含む。第二十八条において同じ。)に係り、消費

者から収集した消費者の被害に関する情報をその相手方その他の第三者が当該被害に係る消費者を識別することができる方法で利用するに当たつては、あらかじめ、当該消費者の同意を得なければならない。

第二十五条 適格消費者団体の役員、職員若しくは専門委員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由がなく、差止請求関係業務に関する知識を得た秘密を漏らしてはならない。

(秘密保持義務)

第二十六条 適格消費者団体の差止請求関係業務に従事する者は、その差止請求関係業務を行つて、相手方の請求があつたときは、当該適格消費者団体の名称、自己の氏名及び適格消費者団体における役職又は地位その他内閣府令で定める事項を、その相手方に明らかにしなければならない。

(判決等に関する情報の提供)

第二十七条 適格消費者団体は、消費者の被害の防止及び救済に資するため、消費者に対し、差止請求に係る判決(確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。)又は裁判外の和解の内容その他必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(財産上の利益の受領の禁止等)

第二十八条 適格消費者団体は、次に掲げる場合を除き、その差止請求に係る相手方から、その

差止請求権の行使に係り、寄附金、賛助金その他の名目のいかんを問わず、金銭その他の財産上の利益を受けてはならない。

一 差止請求に係る判決(確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。)又は民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第七十三条第一項の決定により訴訟費用(和解の費用、調停手続の費用及び仲裁手続の費用を含む。)を負担することとされた相手方がら當該訴訟費用に相当する額の償還として財産上の利益を受けるとき。

二 差止請求に係る判決に基づいて民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第百七十二条第一項の規定により命じられた金銭の支払として財産上の利益を受けるとき。

三 差止請求に係る判決に基づく強制執行の執行費用に相当する額の償還として財産上の利益を受けるとき。

四 差止請求に係る相手方の債務の履行を確保するため約定された違約金の支払として財産上の利益を受けるとき。

2 適格消費者団体の役員、職員又は専門委員は、適格消費者団体の差止請求に係る相手方から、その差止請求権の行使に係り、寄附金、贊助金その他の名目のいかんを問わず、金銭その他の財産上の利益を受けてはならない。

3 適格消費者団体又はその役員、職員若しくは

官報(号外)

専門委員は、適格消費者団体の差止請求に係る相手方から、その差止請求権の行使に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産上の利益を第三者に受けさせてはならない。

4 前二項に規定する差止請求に係る相手方からの差止請求権の行使に関して受け又は受けさせてはならない財産上の利益には、その相手方がその差止請求権の行使に関してした不法行為によつて生じた損害の賠償として受け又は受けさせる財産上の利益は含まれない。

5 適格消費者団体は、第一項各号に規定する財産上の利益を受けたときは、これに相当する金額を積み立て、これを差止請求関係業務に要する費用に充てなければならない。

6 適格消費者団体は、その定款又は寄附行為において、差止請求関係業務を廃止し、又は第十九条第一項の認定の失効(差止請求関係業務の廃止によるものを除く。)若しくは取消しにより差止請求業務を終了した場合において、積立金(前項の規定により積み立てられた金額をいう。)に残余があるときは、その残余に相当する金額を、他の適格消費者団体第三十五条の規定により差止請求権を承継した適格消費者団体があるときは当該他の適格消費者団体に、これがないときは第十三条第三項第二号に掲げる要件に適合する消費者団体であつて内閣総理

大臣が指定するもの又は国に帰属させる旨を定めておかなければならぬ。

(業務の範囲及び区分経理)
第二十九条 適格消費者団体は、その行う差止請求関係業務に支障がない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、差止請求関係業務以外の業務を行うことができる。

第三十条 適格消費者団体は、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

一 差止請求関係業務
二 不特定かつ多数の消費者の利益の擁護をするための活動に係る業務(前号に掲げる業務を除く。)

三 前二号に掲げる業務以外の業務

第三款 監督

(帳簿書類の作成及び保存)
第三十一条 適格消費者団体は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を備え置かなければならない。
一 定款又は寄附行為
二 業務規程
三 役職員等名簿(役員、職員及び専門委員の氏名、役職及び職業その他内閣府令で定める事項を記載した名簿をいう。)
四 適格消費者団体の社員について、その数及び個人又は法人その他の団体の別(社員が法人その他の団体である場合にあつては、その構成員の数を含む。)を記載した書類

(財務諸表等の作成、備置き、閲覧等及び提出等)
第三十二条 適格消費者団体は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表、收支計算書及び事業報告書(これらを作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができる方式)その他の記録であつて内閣総理大臣が指定するもの又は国に帰属させる旨を定めておかなければならぬ。

できない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいふ。

以下この条において同じ。)の作成がされてゐる場合における当該電磁的記録を含む。以下

「財務諸表等」という。)を作成しなければならない。

2 適格消費者団体は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度、その差止請求関係業務その他の業務がこの法律の規定に従い適正に遂行されているかどうかについて、その業務の遂行の状況の調査に必要な学識経験を有する者が行なう調査を受けなければならない。

3 適格消費者団体の事務所には、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を備え置かなければならない。

一 前項各号に掲げる書類が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は譲り受けなければならない。

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項各号に掲げる書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録により表示したもののが閲覧又は譲り受けなければならない。

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

五 適格消費者団体は、前項各号に掲げる請求があつたときは、正当な理由がある場合を除き、これを拒むことができない。

六 適格消費者団体は、毎事業年度終了後三月以内に、第三項第三号から第六号まで及び第八号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

七 差止請求関係業務以外の業務を行う場合に

は、その業務の種類及び概要を記載した書類

八 前項の調査の方法及び結果が記載された調査報告書

官 報 (号 外)

(報告及び立入検査)

第三十二条 内閣総理大臣は、この法律の実施に必要な限度において、適格消費者団体に対し、その業務若しくは経理の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、適格消費者団体の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他に物を検査させ、若しくは関係者に質問

させることができる。

前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第一項に規定する立入検査の権限は 犯罪捜査のために認められたものと解してはならぬ
い。

が、第十三条第三項第一号から第七号までに掲

げる要件のいずれかに適合しなくなつたと認めることは、当該適格消費者団体に対し、これら の要件に適合するために必要な措置をとるべき

内閣総理大臣は、前項に定めるもののほか、
ことを命ずることができる。

適格消費者団体が第十三条第五項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至つたと認め

しくは専門委員が差止請求関係業務の遂行に関する法律の規定に違反したと認めるとき、その他適格消費者団体の業務の適正な運営を確保

するため必要があると認めるときは、当該適格消費者団体に対し、人的体制の改善、違反の停止、業務規程の変更その他の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(認定の取消し等)

第三十四条 内閣総理大臣は、適格消費者団体について、次のいずれかに掲げる事由があるときは、第十三条第一項の認定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により第十三条第一項の認定、第十七条第二項の有効期間の更新又は第十九条第三項若しくは第二十条第三項の認可を受けたとき。

二 第十三条第三項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたとき。

三 第十三条第五項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたとき。

四 第十二条第五項第二号本文の確定判決等に係る訴訟等の手続に關し、当該訴訟等の当事者である適格消費者団体が、事業者等と通謀して請求の放棄又は不特定かつ多数の消費者の利益を害する内容の和解をしたとき、その他不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反する訴訟等の追行を行つたと認められるとき。

五 第十二条第五項第二号本文の確定判決等に係る強制執行に必要な手続に關し、当該確定

判決等に係る訴訟等の当事者である適格消費者団体がその手続を怠つたことが不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反するものと認められるとき。

前各号に掲げるもののほか、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

格消費者団体であつた法人について、その旨の認定をすることができる。

七 当該適格消費者団体の役員、職員又は専門委員が第二十八条第二項又は第三項の規定に違反したとき。

より第十三条第一項の認定を取り消し、又は第三項の規定により第一項第四号に掲げる事由があつた旨の認定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨及びその取消し又は認定をした日を公示するとともに、当該適格消費者団体又は当該他の適格消費者団体であつた法人に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(差止請求権の承継に係る指定等)

第十二条第五項第一号本文に掲げる場合であつて、当該他の適格消費者団体に係る第十三条第一項の認定が、第二十二条各号に掲げる事由により既に失効し、又は第一項各号に掲げる事由（当該確定判決等に係る訴訟等の手続に係る同項第四号に掲げる事由を除く。）により既に取り消されている場合においては、内閣総理大臣は、当該他の適格消費者団体につき当該確定判決等に係る訴訟等の手続に關し同項第四号に掲げる事由があつたと認められるとき（前項の規定により同号に掲げる事由があるものとみなすことができる場合を含む。）は、当該他の適

第三十五条 適格消費者団体について 第二十二条
第五項第一号本文の確定判決等で強制執行をす
ることができるものが存する場合において、第
十三条第一項の認定が、第二十二条各号に掲げ
る事由により失効し、若しくは前条第一項各号
に掲げる事由により取り消されるとき、又はこ
れらの事由により既に失効し、若しくは既に取
り消されているときは、内閣総理大臣は、当該
適格消費者団体の有する当該差止請求権を承継
すべき適格消費者団体として他の適格消費者団
体を指定するものとする。

前項の規定による指定がされたときは、同項

官報(号外)

に提供するため、インターネットの利用その他適切な方法により、適格消費者団体の名称及び住所並びに差止請求関係業務を行う事務所の所在地その他内閣府令で定める必要な情報を公表することができる。

3 内閣総理大臣は、独立行政法人国民生活センターに、前二項の情報の公表に関する業務を行わせることができる。

(適格消費者団体への協力等)

第四十条 独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、適格消費者団体の求めに応じ、当該適格消

費者団体が差止請求権を適切に行使するために必要な限度において、当該適格消費者団体に対し、消費生活相談に関する情報で内閣府令で定めるものを提供することができる。

2 前項の規定により情報の提供を受けた適格消費者団体は、当該情報を当該差止請求権の適切な行使の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

第三節 訴訟手続等の特例

(書面による事前の請求)

第四十一条 適格消費者団体は、差止請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき事業者等に対し、あらかじめ、請求の要旨及び紛争の要点その他の内閣府令で定める事項を記載した書面により差止請求をし、かつ、その到達した時から一週間を経過した後

でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該事業者等がその差止請求を拒んだときは、この限りでない。

2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

3 前二項の規定は、差止請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

3 前二項の規定は、差止請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

(訴訟の目的の価額)

第四十二条 差止請求に係る訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。

(管轄)

第四十三条 差止請求に係る訴訟については、民事訴訟法第五条(第五号に係る部分を除く。)の規定は、適用しない。

2 差止請求に係る訴えは、第十二条第一項から第四項までに規定する事業者等の行為があつた地を管轄する裁判所にも提起することができる。

(移送)

第四十四条 裁判所は、差止請求に係る訴えが提起された場合であつて、他の裁判所に同一又は同種の行為の差止請求に係る訴訟が係属している場合には、当事者の住所又は所在地、

尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認める

あるものとみなすことができる場合を含む。)である。

2 同条第二項の規定により同号に掲げる事由があるものとみなすことができる場合を含む。)であつて、同条第一項の規定による第十三条第一項の認定の取消し又は第三十四条第三項の規定による認定(次項において「認定の取消し等」という。)をするかどうかの判断をするため相当の期間を要すると認めるときは、内閣府令で定めることにより、当該差止請求に係る訴訟が

係属する裁判所(以下この条において「受訴裁判

(弁論等の併合)

第四十五条 請求の内容及び相手方である事業者等が同一である差止請求に係る訴訟が同一の第一審裁判所又は控訴裁判所に数個同時に係属するときは、その弁論及び裁判は、併合してしなければならない。ただし、審理の状況その他の事情を考慮して、他の差止請求に係る訴訟と弁論及び裁判を併合してすることが著しく不相当であると認めるときは、この限りでない。

2 前項本文に規定する場合には、当事者は、その旨を裁判所に申し出なければならない。

3 第一項の規定による通知があつた場合において、必要があると認めるときは、受訴裁判所は、その通知に係る期間を経過する日まで(その期間を経過する前に前項の規定による通知を受けたときは、その通知を受けた日まで)、訴訟手続を中止することができる。

(間接強制の支払額の算定)

第四十六条 内閣総理大臣は、現に係属する差止め訴訟に係る訴訟につき既に他の適格消費者団体を当事者とする第十二条第五項第二号本文の確定判決等が存する場合において、当該他の適格消費者団体につき当該確定判決等に係る訴訟等の手続に關し第三十四条第一項第四号に掲げる事由があると疑うに足りる相当な理由がある場合(同条第二項の規定により同号に掲げる事由があるものとみなすことができる場合を含む。)であつて、同条第一項の規定による第十三条第一項の認定の取消し又は第三十四条第三項の規定による認定(次項において「認定の取消し等」という。)をするかどうかの判断をするため相当の期間を要すると認めるときは、内閣府令で定めることにより、当該差止請求に係る訴訟が

2 内閣総理大臣は、前項の規定による通知をしてた場合には、その通知に係る期間内に、認定の結果を受訴裁判所に通知するものとする。

3 第一項の規定による通知があつた場合において、必要があると認めるときは、受訴裁判所は、その通知に係る期間を経過する日まで(その期間を経過する前に前項の規定による通知を受けたときは、その通知を受けた日まで)、訴訟手続を中止することができる。

(間接強制の支払額の算定)

第四十七条 差止請求権について民事執行法第百七十二条第一項に規定する方法により強制執行を行う場合において、同項又は同条第二項の規定により債務者が債権者に支払うべき金銭の額を定めるに當たっては、執行裁判所は、債務不履行により不特定かつ多數の消費者が受けるべき不利益を特に考慮しなければならない。

(別紙)

第四章 雜則

消費者契約法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 國及び地方公共団体は、適格消費者団体の活動資金が円滑に確保されるよう、環境整備に努めることにより、当該差止請求に係る訴訟が

官 報 (号 外)

めること。また、その情報面における支援措置についても万全を期すること。

二 中小企業をはじめとする事業者が予想外の応

訴負担を不当に負わされることのないよう、また、いやしくも制度が濫用・悪用されることのないよう、内閣総理大臣は適格消費者団体の認定及び監督を適切に行うこと。

三 消費者被害の救済の実効性を確保するため、

適格消費者団体が損害賠償等を請求する制度について、司法アクセスの改善手法の展開を踏まえつつ、その必要性等を検討すること。また、特定商取引法、独占禁止法、景品表示法等の消費者関連法についても、消費者団体訴訟制度の導入について検討を進めること。

四 適格消費者団体の認定にあたっては、認定の基準を明確にするなど、その透明性確保に遺漏なきを期することとともに、より多くの団体が適格消費者団体の認定を受けられるよう配慮すること。

また、その認定、監督等を行うに際して、適格消費者団体の自主的活動を過度に制約することのないよう留意すること。

五 消費者契約法に規定する不當な行為のみならず、詐欺・強迫行為を伴う勧誘行為や、民法の公序良俗に違反する条項を含む消費者契約の意思表示、さらには不当な契約条項を含む消費者契約の意思表示を行うことを推薦し提案する行為(いわゆる推奨行為)についても消費者被害の発生の防止に万全を尽くすとともに、本法の施

行状況を踏まえつつ、差止請求権の対象範囲のあり方についても引き続き検討すること。

六 本法に基づく内閣府令、ガイドライン等の運用基準の策定にあたっては、国民生活審議会への適宜の報告を行うとともに、広く消費者の意見を聴き、その反映に努めること。

七 本法の運用にあたっては、本委員会における審議において明らかにされた解釈基準等について、消費者・事業者・地方公共団体の消費者行政担当者等をはじめとした関係者に対し十分周知徹底を行つこと。

八 本法の施行状況等については、その点検評価に努め、消費者被害の発生・拡大防止のため、消費者対策に万全を期するとともに、地方公共団体に対しても所要の措置をとるよう要請すること。

また、本法施行後五年を目途として、運用状況の総合的な評価を行い、本法の見直しを行ふこと。その場合において、法令、運用改正等の所要の措置を行う際には、国民生活審議会への適宜の報告を行うとともに、広く消費者の意見を聴き、その反映に努めること。

官 報 (号 外)

平成十八年四月二十八日 衆議院会議録第二十七号

第明治
三十五年三月三十一日
便物認可

發行所
二東京一 独立番都〇 行政局五 法人虎ノ四 國立門四 印刷局二五 丁目
電話
03 (3587) 4294
定 価
(本体 本号一部 二二〇円)